

議 事 日 程 第 3 号

平成25年9月6日（金）午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第3号と同じ

出欠議員氏名

出席議員（24名）

1 番	木	村	芳	浩	議員	2 番	相	田	克	平	議員	
3 番	高	橋	嘉	門	議員	4 番	佐	藤	弘	司	議員	
5 番	山	田	富	佐	子	議員	6 番	山	村	明	議員	
7 番	鈴	木	章	郎	議員	8 番	高	橋	壽	議員		
9 番	白	根	澤	澄	子	議員	1 0 番	佐	藤	忠	次	議員
1 1 番	遠	藤	正	人	議員	1 2 番	堤		郁	雄	議員	
1 3 番	工	藤	正	雄	議員	1 4 番	齋	藤	千	恵	子	議員
1 5 番	島	軒	純	一	議員	1 6 番	海	老	名	悟	議員	
1 7 番	渋	間	佳	寿	美	議員	1 8 番	相	田	光	照	議員
1 9 番	中	村	圭	介	議員	2 0 番	小	島	卓	二	議員	
2 1 番	佐	藤		兵	議員	2 2 番	高	橋	義	和	議員	
2 3 番	小	久	保	広	信	議員	2 4 番	我	妻	徳	雄	議員

欠席議員（なし）

出席要求による出席者職氏名

市 長	安 部 三十郎	副 市 長	小 林 正 夫
総 務 部 長	須 佐 達 朗	企画調整部長	山 口 昇 一
市民環境部長	赤 木 義 信	健康福祉部長	菅 野 智 幸
産 業 部 長	多 田 美佐雄	建 設 部 長	加 藤 吉 宏
会 計 管 理 者	遠 藤 善 則	総 務 課 長	菅 野 紀 生
財 政 課 長	後 藤 利 明	総合政策課長	我 妻 秀 彰
水 道 部 長	細 谷 圭 一	病院事業管理者	芦 川 紘 一
市 立 病 院 長	加 藤 智 幸	教 育 委 員 会 長	高 橋 英 機
教 育 長	原 邦 雄	教育管理部長	神 田 仁
教育指導部長	土 屋 宏	農業委員会会長	伊 藤 精 司
農 業 委 員 会 長	高 橋 寿 一	選挙管理委員会 委 員 長	小 林 栄
選挙管理委員会 事 務 局 長	生 田 英 紀	代表監査委員	大 澤 悦 範
監 査 委 員 会 事 務 局 長	遠 藤 誠 司		

出席した事務局職員職氏名

事 務 局 長	近 野 長 美	事 務 局 次 長	高 野 正 雄
副 主 幹 兼 議 事 調 査 係 長	松 田 順 子	庶 務 係 長	青 木 重 雄
主 査	堤 治	主 任	我 妻 政 仁

午前10時00分 開 議

○島軒純一議長 おはようございます。

ただいまの出席議員24名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号により進めます。

.....

日程第1 一般質問

○島軒純一議長 日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許可します。

一つ、貧困の連鎖を断ち切る施策について外1点、23番小久保広信議員。

〔23番小久保広信議員登壇〕（拍手）

○23番（小久保広信議員） おはようございます。

2日目トップバッター、トップバッターというのも久々かなと思っておりますが、私のほうから、1つは貧困の連鎖を断ち切る施策について、みなし寡婦控除の導入について、質問をさせていただきますと思います。

日本を初め先進工業国では、物質的、金銭的な貧しさの問題だけではなく、お金がないことによって人とのつながりを持てない、働くことや文化活動、地域活動に参加できない、人間としての可能性が奪われている、子供を安心して育てられないというような状態に追い込まれていることが大きな問題となっています。これを「相対的貧困」と言います。特に、子供の時期の貧困は、その後の成長にマイナスの影響を大きく与えます。このことは社会の発展にも障害となってしまう重大な問題です。

日本で貧困というと終戦のころの貧しさや途上国のことと思いがちですが、今の日本では貧困はない、一掃されたと思われています。しかし、既に1980年代に10人に1人の子供が貧困の状態にあったのです。しかし、繁栄する経済社会の

中で対策が講じられることはありませんでした。

子供の貧困率は、1990年代以降、貧困に陥る人々が次第に増加するようになり、国際的に見ても、日本の子供の貧困率は先進国の中でもかなり高い水準に達しています。子供の貧困率とは、等価可処分所得の中央値の半分である貧困線以下で暮らす18歳未満の子供の割合です。経済開発機構OECDが作成した基準を使い、厚生労働省が国民生活基礎調査をもとに算出しています。

厚生労働省の調査では、2009年、平成21年の貧困線は実質値で112万円となっており、貧困線に満たない世帯の割合である相対的貧困率は16.0%となっています。また、17歳以下の子供の貧困率は15.7%になっています。つまり、6人に1人が貧困の状態にあるということです。

世帯主が18歳以上65歳未満で子供がいる世帯の世帯員について見ると14.6%となっており、そのうち大人が1人の世帯員では50.8%、大人が2人以上の世帯員では12.7%となっています。ひとり親世帯では5割強が貧困状態とされ、さらに深刻な状況にあります。

OECD加盟国と比較すると、日本の貧困率が高い水準にあることがわかります。2008年の日本の相対的貧困率は14.9%で、OECD加盟30カ国中12番目に高く、加盟国平均の10.6%を上回っています。また、ユニセフが5月にまとめた報告書でも、日本の子供の相対的貧困率は、OECDに加盟する35カ国中9番目と高い水準にあります。先進20カ国の中では、アメリカ、スペイン、イタリアに次いで4番目です。

子供の貧困率は、団塊ジュニア世代が中高生だった1988年でも12.9%と低くなく、割合は年々上昇しています。そこには、グローバル経済化に伴う競争の激化を背景に、失業や望まないパートタイム労働、非正規雇用の増加があります。また、リストラや倒産、賃金カットなどが相次ぎ、生計を維持することが難しい世帯が増加し

ました。しかも、この時期は家族の多様化の時期と重なっています。離婚によるひとり親世帯、女性が主な稼ぎ手の世帯、稼ぎ手のいない世帯の増加などが子供の貧困化を招いたと言えます。

子供の貧困は、無業世帯で暮らしている場合とひとり親、特に母子家庭で顕著になっています。母子世帯の年収は200万円ほどで、1人当たり80万円余りです。母子世帯の子供の50.8%は貧困の状態です。無職で収入がないのではなく、母子世帯のお母さんの81%が働いています。働いているのに貧しい、つまりワーキングプアであるという点は、国際的に見ても特異な現象です。例えば、イギリスの母子世帯の母親の就労率は約5割、アメリカやスウェーデンでは約7割です。これと比較しても、日本の母子世帯の就業率は非常に高い状態にあります。働く女性の賃金水準が低いことや子供を持つ母親が働くことの障害が大きいことが原因となっています。また、離婚後の子供に対する父親の養育費の支払い不履行が非常に多いことも原因の一つです。しかも、2000年代に入って母子世帯の所得は減少し、確実に貧困化が進んでいるのです。

子供の貧困は、必ずしも母子世帯のみに見られるものではありません。2人親世帯の所得の低下も子供の貧困化の大きな原因となっています。中でも、父親が若い、特に20代の世帯の貧困率が高くなっています。たとえ共働きをしたとしても、低賃金の非正規雇用が多いために、貧困から脱出できない状態にあります。

さらに、子供の貧困は、単に家庭にお金がないという単純な問題ではありません。子供の虐待やドメスティック・バイオレンス、病気や精神疾患、自殺を考えたり、犯罪、破産による家庭崩壊など、さまざまな複合的な困難が絡まっています。そのため、家庭が社会的に孤立しがちです。そのことが子供の健やかな成長を阻害することになり、学校での孤立や学力不足となり、不登校、中卒や高校中退、就職ができないとい

うように連鎖して、将来を不安定なものにしているのです。

このような状況を当局はどのように認識しておられるのか伺います。

家庭の状態によって子供の将来が左右されることのないような環境を整備することを目指して、ことしの6月19日の参議院本会議で「子どもの貧困対策法」が可決、成立しました。この法律のポイント、1つは、年1回、子供の貧困や対策の実施状況を公表する。2つ目として、子供の貧困対策を総合的に推進するため、大綱を政府が作成する。3つ目として、大綱には、子供の貧困率や生活保護世帯の子供の高校進学率などの指標を改善するための施策、教育や生活支援、保護者の就労支援などを定める。4つ目として、国と地方自治体は、貧困家庭の就学や学資の援助、学習支援といった教育支援に取り組む。5つ目として、各都道府県は、子供貧困対策についての計画を策定する。6つ目として、「子どもの貧困対策会議」の設置となっています。このように、地方自治体でも貧困家庭の就学や学資の援助、学習支援といった教育支援に取り組む必要があります。

生活がやっとの家庭では子供の教育に十分お金をかけることができず、それが子供の学習や進学に影響し、そのために社会に出ても有利な職につくことができずに貧困状態に陥るという「貧困の連鎖」が心配されています。実際問題として、私が3月定例会での一般質問で触れましたけれども、厚生労働省調査による新規学卒者の3年以内の離職率は、2008年で、中学卒64.7%、高校卒37.6%、大学卒30%となっており、就職することができても早期に離職に至る「七・五・三」と言われた現象が今も続いています。早期退職しても次の職につくことができればいいのですが、現状では何度も就職と離職を繰り返す人や、なかなか次の職につけず就職自体を諦めてしまう例も見られ、貧困状態に陥

ってしまいます。

どのような家庭環境に生まれるかは子供の責任ではありませんし、保護者の努力にも限界があります。格差がますます拡大する中、社会全体で真剣に取り組まなければならない緊急の課題となっているのです。

この法律の認識と、米沢市としてどのような対策を考えておられるのか、お伺いします。

さらに、学習支援のみだけで貧困対策をしていますというふうにはなりません。これまでの貧困の連鎖は、それだけでは断ち切れないのです。根本的な親の就労問題などが解決できなければ、子供の貧困の問題は解決できません。奨学金、学習支援、親の就労支援などの優先順位をつけて、財源を充てていく必要があります。まずは、子供をきっかけとして、家庭を支援していかなければなりません。福祉だけではなく教育もしっかりとかかわった対策が必要です。米沢市としての取り組みをどのように行っているのか、お伺いします。

子供の貧困化に歯どめをかけるためには、どうしたらいいでしょうか。母子家庭のお母さんが貧困から抜け出すためには、どうしたらいいでしょうか。そのためにも、幾つもの課題を解決しなければなりません。職歴や職業上のスキルや資格がないために労働市場で最も不利であることや、小さい子供の世話があって仕事につくことが困難だったり、心身の健康上の問題など、働くことができない種々の要因を抱えていることが多いからです。カウンセリング、教育、職業訓練、就業支援、保育サービス、住宅、保健・医療サービスなどの組み合わせによって、働くことができる状態になるための施策をセットしなければ効果がありません。

貧困対策には、経済的支援ばかりでなく、精神的な支援が欠かせません。とりわけ、貧困家庭では子供の進学自体を最初から諦めていることも少なくありません。子供はもとより日々の生

活に追われる保護者をも精神的に支えることで、子供の可能性の芽を摘まないよう、さまざまな手だてを利用するよう励ますことも求められます。

専門化した現行の行政組織のままでは、対処することに限界があることはわかります。縦割りの壁を取り払い、関係機関・団体、支援者がチームで対応することが必要です。東京都荒川区は、国に先駆けて、子供の貧困の一掃に向けて検討を進めてきています。関係機関・団体、支援者がチームで対応することが必要という認識のもとに、包括的な支援体制をつくろうとしています。

第一歩として、子どもの貧困・社会排除問題基本本部を設置し、この問題に関する対応方針の決定、施策の立案、評価、改善を行うとしています。また、関連機関の職員が子供の貧困に取り組むという価値観を共有することを進め、次に子供の貧困を示すシグナルを早期に発見し、事態が深刻化するリスクを軽減することに取り組むとしています。そのためには、親や子供とかわる部署で働く人々が敏感にシグナルを察知する力を養う必要があります。スペシャリストを養成する準備もしています。この対応が成功すれば、子供もその家庭も貧困や社会排除に陥らずに済みます。

さらに、荒川区では具体的な取り組みを始めています。例えば、学力不足への対応策として、子供が学校外で自由に学習でき、また教員経験者による相談や学習支援を受ける機会を設けています。また、学校現場に教育と福祉の両面の専門性を持つスクールソーシャルワーカーを配置し、不登校、虐待、DV、非行、特別支援教育に関する相談を受け付けています。また、子ども家庭支援センターの相談機能を充実させています。

諸研究によれば、子供に対する施策は、ライフステージの早期であればあるほど有効性が高い

とされています。このような仕組みが貧困の連鎖や教育格差を生まない社会をつくるためには不可欠だと思います。学校と行政、地域社会が連携した取り組みが必要だと思いますが、当局のお考えをお伺いいたします。

次に、みなし寡婦控除の導入についてお伺いします。

貧困の連鎖を断ち切る施策の一つの施策として、このみなし寡婦控除を導入してはいかがでしょうか。

寡婦（夫）控除は、配偶者らと死別や離婚をした場合、所得控除が受けられる税制上の措置です。しかし、所得税法では、婚姻をしていない人は対象外とされています。そのため、対象外であるのは差別だとして、2009年に八王子市の女性などが日本弁護士連合会に人権救済を申し立てました。そして、2013年1月に日本弁護士会から、非婚の母子家庭に寡婦控除のみなし適用をするよう要望するという要望書が国や東京都、沖縄県などに送られました。

要望書の内容は、非婚の母として子供を扶養しているものであるところ、非婚の母に対しては所得税法2条1項30号に定める寡婦控除は適用されない。寡婦とは法律婚を経由したことのあり者と定義されているからである。この寡婦控除規定により算出された所得が、地方税、国民健康保険料、公営住宅入居資格及びその賃料、保育料等算定のための基準とされている結果、非婚の母である申立人らは、寡婦控除規定が適用されないことにより、寡婦と比較すると上記各種金額算定に当たり著しい不利益を受けています。これは非婚の母を合理的な理由もなく差別するものであり、憲法14条等に違反します。よって、当連合会は、非婚の母に対し寡婦控除をみなし適用することにより、国民健康保険料、公営住宅入居資格及びその賃料等の算定に当たって、非婚の母子世帯の経済的苦境を救済するよう適切な措置をとることを要望するとしてい

ます。

このことを本市はどのように認識しておられるか、お伺いいたします。また、本市の非婚のひとり親はどれくらいおられるのか、あわせてお伺いいたします。

この要望を受けて八王子市は、非婚ひとり親家庭の保育料などについて寡婦控除をみなし適用すると発表しました。八王子市は、検討した結果、市民税の運用規定を見直し、保育料、幼稚園の費用を4月にさかのぼり、市営住宅の家賃については7月から、減免することにしました。市内の対象者は19人で、控除総額は年間約148万円とのことです。八王子市長は記者会見で、「所得税法の改正が筋かもしれないが、国の動きは鈍く、先んずる形で決断した」と話しています。八王子市のほかに新潟市でも、ことしの8月から受け付けをし、25年度から対象としています。ほかにも岡山市、千葉市、沼津市、沖縄県沖縄市、宜野湾市、西原町などで実施されています。

夫と死別した母子家庭に適用される所得税法上の寡婦控除が結婚せずに子供を産んだ母子家庭に適用されないことは、法のもとで不平等です。母子家庭の就労率は8割を超えているにもかかわらず収入は低く、非正規で働く人が多いのが現実です。平成23年全国母子世帯等調査結果では、平均年間就労収入は、死別母子世帯が256万円であるのに対し、離婚母子世帯が176万円、しかし未婚母子世帯は何と160万円しかないという結果が出ています。つまり、非婚の母のほうが経済的な状況は厳しいということが言えます。より状況の厳しい困窮度の高い非婚母子家庭に寡婦控除は適用されませんから、さらに格差が開いている状況にあります。

本市においても非婚母子家庭で寡婦控除があるとみなして減免するみなし適用が導入できないでしょうか。お伺いいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○島軒純一議長 安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいまの小久保広信議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、貧困の連鎖を断ち切る施策についてお答えします。その他につきましては部長よりお答えします。

御質問にもありましたが、日本の相対的貧困率は、平成18年の国の調査で、全体の貧困率が15.7%、子供の貧困率が14.2%です。これは、OECD加盟国との国際的な比較において高い水準となっております。これが平成21年の数値では、全体の貧困率が16.0%、子供の貧困率が15.7%となって、ともに悪化しており、大変憂慮すべき状況であると考えています。本市においても、このような詳細な資料はありませんが、ほぼ同様の状況であると捉えています。

このような状況の中、本年6月26日に子どもの貧困対策の推進に関する法律が公布されました。この法律では、子供の貧困率や生活保護世帯の高等学校等の進学率など、子供の貧困に関する指標の改善に向けた施策や保護者に対する就労の支援など、多方面にわたる施策を推進するように定められております。また、国において、これら子供の貧困対策を総合的に推進するための大綱を定めることとされており、県は国の大綱を受けて、子供の貧困対策についての計画を定めるよう努めることとされております。

本市といたしましても、国、県の動向に合わせて対応をしてみたいと考えております。そのためには、教育分野のみならず、福祉や労働等、多くの分野が連携しながら取り組んでいく必要があると考えております。御質問での御指摘がありましたように、貧困対策につきましては総合的な対策が必要であると考えております。この貧困対策を効果的に推進していくためには、民生委員や児童委員の方々を初め地域の方々からの側面的な御協力もいただきながら推進して

いかなくってはならないと考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 菅野健康福祉部長。

〔菅野智幸健康福祉部長登壇〕

○菅野智幸健康福祉部長 私からは、みなし寡婦控除の導入についてお答えいたします。

まず、非婚のひとり親の認識と状況についてあります。ひとり親などに対する給付事業としましては児童扶養手当がありますが、平成24年度当市の児童扶養手当給付者世帯数は841世帯となっております。そのうち該当理由の項目で集計してみますと、当市の非婚のひとり親世帯は66世帯となっております。同様に、平成22年度は50世帯、平成23年度は55世帯であり、年々増加傾向にあるのが実態であります。保育料など税をもとに料金を算定する行政サービスの中には、税の寡婦控除が適用にならない非婚のひとり親と寡婦控除が適用になる離婚などによるひとり親とで寡婦控除の有無により金額に差が生じていることは認識しているところであります。

次に、みなし寡婦控除の導入についてですが、このように非婚のひとり親世帯と離婚などによるひとり親世帯との間で保育料などに差が生じている実態を踏まえ、市独自で対応できる部分につきましては、今回議員が御紹介された市の事例や国の制度改正の動向、近隣市町の動向も注視しながら、今後研究してまいりたいと思います。

私からは以上です。

○島軒純一議長 小久保広信議員。

○23番（小久保広信議員） 当たりさわりのない御答弁をいただいたというふうに思いますし、ある意味、はっきり言って、中身がないなというふうに思います。法律自体が6月に成立したばかりですから具体的な対策がないということは理解をいたしますけれども、それにしても、もうちょっと踏み込んだ答弁があってもよかったのかなというふうに思いますし、最初に全く、

教育委員会になるんですけれども、学習支援というものをほかではもう既にやられているんです。この法律ができる、できていない、そんなことは関係なくて、こういった問題があるという、貧困の連鎖を断ち切る必要があるんだということに既にやられているところがあります。

8月19日の読売新聞なんですが、そこに紹介されているのはさいたま市、そして大阪市などの事例が紹介されていますけれども、本市としても、行政みずからが直接学習支援教室をやれというふうにはならないと思うんですが、NPO団体やボランティア団体等をお願いして、貧困世帯の学習支援教室というのを開設してはどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○島軒純一議長 土屋教育指導部長。

○土屋 宏教育指導部長 子供たちの学習支援につきましては、各学校で、一人一人の実態に応じながら、個別の支援を工夫しているところがあります。教育委員会としまして、支援員の配置等を行って、できるだけ一人一人に力をつける努力をしているところでありまして、今のところ他の場を使ってということは考えていないところでございます。

○島軒純一議長 小久保広信議員。

○23番（小久保広信議員） そうだと思いますが、新聞の中で子供たちが言っている、学校では質問しづらいんだけど、支援教室ではきちんと教えてもらえる。ボランティアの大学生だったりするわけですから、そういった意味では年代的にも近いということもあって聞きやすい。そういったことで、苦手意識がなくなったというようなことが出されています。そういった意味で、各学校でやられている実態はわかっていますが、それにしても、もっと踏み込んだ施策が必要だと思うんですが、その点はいかがですか。

○島軒純一議長 土屋教育指導部長。

○土屋 宏教育指導部長 米沢市の小中学校全校で

課題としております子供たちの学力充実ということで、その取り組みの中で、1つは生活習慣、子供たちの生活習慣を何とか改善していこうということで、そこについてをまず一生懸命取り組んでみました。学校で勉強がきちんとできるためには、早く起きて、朝御飯を食べて学校に来る、そこが基本になるわけですが、そういったことがきちんとできるようになってきました。続いて、今全校で具体的に取り上げているのは、家庭での学習習慣の確保という部分で、小学生の場合は1学年10分、中学生はそれ以上という目標を掲げて、今全校で取り組んでいるところであります。

なかなか経済的に大変な子供さん、あるいはそうでない子供さんというふうに分けることが難しい状況の中で、その一人一人の状況に応じてという部分で対応をしているところです。

○島軒純一議長 小久保広信議員。

○23番（小久保広信議員） なかなかそこまで考えておられないということだと思いますが。私、以前、2009年9月定例会で、収入による学力格差問題ということで質問をさせていただきました。そのとき教育長から、「どのような家庭に生まれたかにより本来持って生まれた能力や個性を発揮する機会が奪われている状況は大変大きな問題です、本市として、国の調査結果や平成21年度全国学力・学習状況調査の結果等を分析し、本市の現状を捉え、課題に対する方策を検討していきたい」という答弁をされておりますし、また「子供たち一人一人の各教科、領域における学力の状況を調査し、おのあの学校における取り組みが実施されており、教育委員会として各学校の傾向や取り組みを把握するとともに指導主事の派遣等の指導を行っている」という答弁でありました。

その後、どのような取り組みが、2009年以降です、ね、行われてきたのか、その点について、もう一度伺いをしたいと思います。

○島軒純一議長 原教育長。

○原 邦雄教育長 私からお答えをいたします。

この件につきましては、今もありましたように、平成21年の9月議会において小久保議員より、保護者の収入が多い家庭、教育支出が多い家庭ほど子供の成績がよくなる傾向があることがわかったという国の調査結果の紹介があり、私から全国学力・学習状況調査の結果等の分析による本市の現状把握と課題に対する方策を検討していく旨の答弁をいたしました。

初めに、本市の現状の把握についてですが、このことについては個人のデータを取り扱うことになりますので、本市教育委員会では、収入格差と学力格差について、家庭の収入とその子供の学力を直接比較するような調査は行ってはおりません。

教育委員会で行った分析としましては、全国学力・学習状況調査の結果を用いて、学力面の結果と生活状況や学習状況、学習に対する意識などをクロス集計により行いました。その結果、今も指導部長からありましたように、次の3点を本市の課題と捉えた次第です。1点目は、生活習慣が身につけていると学力は高い。特に「活用の問題」でその差は大変大きくなるという傾向。2点目として、家庭学習の習慣が身につけているほど学力は高い。3点目としまして、家族と学校のことを話すなど、家庭の雰囲気がいほど学力が高いということでもあります。生活習慣、それから家庭学習の習慣、家庭の雰囲気のいずれも収入格差と直接これはつながるものではありませんが、貧困は経済的な余裕はもちろんのこと、時間的、あるいは精神的な余裕をも奪っている場合が多く見られ、家庭状況を劣悪化させていることも少なくありません。このようなことから、収入格差と家庭環境の関連性は否定できないと感じております。

そのように考えた場合に、議員も以前に言われておりますように、収入の格差をなくすこと、

これは一朝一夕にいくものではありませんので、そのような状況の中でも取り組めるものとして、本市教育委員会の重点に基本的な生活習慣の確立ということを掲げ、小中学校の共通実践事項として各校の実態に応じた取り組みを行いました。生活習慣というのは根気強く取り組む気力や学習等に対する意欲に影響を与えることから、学力や体力の向上を支える大切な要素であると考えております。

また、平成24年度からは、基本的な生活習慣の確立への取り組みが定着してきたことから、今度は学習習慣の定着化も共通実践事項に加え、現在取り組んでいるところであります。

以上です。

○島軒純一議長 小久保広信議員。

○23番（小久保広信議員） 教育長のほうから具体的な話というか、先ほどもあったわけですが、お話をいただきましたけれども、生活習慣の確立、きちんとできている家庭、それはある程度のところできている家庭だというふうに私は思っています。一方で、生活保護世帯の中でいくと、なかなかそこできていなくて、結果、進学できない。生活保護世帯の進学率、普通の家庭と比べれば1割先違うと思っているんですが。

そこで、今、生活保護の中で家庭教師をつける施策というのが行われていると思っておりますが、現状と、多分中学3年生主体だと思うんですが、それをもっと広げていくということはどういうことでしょうか。いかがですか。

○島軒純一議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 ただいまの御質問につきましては、生活保護世帯を対象に子供の健全育成事業ということで実施しているものであります。全体的に貧困の連鎖につきましては、議員お述べのとおり、親も受給者だったのは約25%、それから母子世帯では約41%がさらに受給者だったという結果がございます。そういった実績

をもとにして、本市では、国の自立支援プログラム策定実施推進事業を受けまして、昨年度、平成24年度の11月から、この事業、子供の健全育成事業を実施しているところであります。

この事業につきましては、子供に対する学習支援、それから世帯の教育に対する相談、援助ということで、定期的な家庭訪問により実施しているところであります。事業そのものは法人に委託しながら行っております。昨年度は6世帯、10名、この方に対して196時間の支援を実施しました。今年度、8月末ですが、7世帯、9名に支援を行っているところです。拡大についてのお問い合わせですが、国において今後新たな生活困窮者支援制度が検討されておりまして、その政策の一つに生活困窮世帯における子供の学習支援事業というのがあります。この新たな生活困窮者支援制度に合わせて、貧困家庭の学習支援にさらに取り組んでまいりたいと考えておるところであります。

○島軒純一議長 小久保広信議員。

○23番（小久保広信議員） 国の施策待ちということだと思ふんですけれども、先ほどから私言っているのは、米沢市独自の取り組みも必要じゃないんですかということなんです。市長のほうから、教育、福祉、労働と連携してというお話がありましたが、現実問題として、就労支援、働いていただくというのはなかなか今の状況では困難な部分はあるかと思ふんですけれども、一方で、やれるところはあると思ふんです。先ほどありましたけれども、生活習慣をきちんと身につけさせていくんだ、そういったことが学力向上につながるんだという取り組みをされているという教育現場のお話がありました。一方で今、生活保護の福祉の部分でいくと、家庭教師をつけてというお話がありました。そういったものをきちんと有効的に結びつける、そういったことが必要だと思ふんですけれども、誰に答えていただけるかわからないんですが、そこら

辺の連携というのはどうなっているんですか。きちんとうまくいっているんですか。

教育委員会は教育委員会、福祉課は福祉、生活保護ということで、そのつながり、1人の子供に対して、生活保護世帯の子供に対して、生活支援は福祉でやっています、学習支援、じゃあ教育委員会がちゃんとできているのか。先ほどの話ですと、家庭状況まで、収入の状態まではなかなか把握できないと思ふんですけれども、生活保護世帯というのはわかりますから、そういった意味で、そういった支援というものが、ある意味、別な支援というのも、教育支援というのも必要だと思ふんですけれども、そこら辺の連携はいかがなんでしょうか。

○島軒純一議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 私のほうから、生活保護の立場からということでお答えさせていただきたいと思ひます。

議員お述べのとおり、確かに保護を受けていらっしゃる世帯の方、当然ながら、学校の現場でもいらっしゃるということなので、私どものほうで、先ほど申し上げました家庭訪問などの事業を行っている、そういった関係で、教育委員会ともこういった情報を交換しながら、議員お述べのような方向で連携を深めて、事業を進めてまいりたいと思ひます。

○島軒純一議長 小久保広信議員。

○23番（小久保広信議員） 現実問題としては、ケースワーカーがその子供と直接話し合ったり面談をしたりというのが非常に難しい部分なので、その点についてはやはり学校現場できちんとフォローをしてあげる。うちは貧乏だから進学できないんだという思い込みになっている部分がいっぱいあると思ひます。その思い込みを排除してあげる、そういった支援の仕方もあると思ひますし、そういった意味では、先ほど壇上でも申し上げましたけれどもスクールソーシャルワーカー、米沢市の場合ですと適応指導補

助員ということで配置されておりますけれども、そこから一歩進めた形で、福祉と教育両方ができるようなスクールソーシャルワーカーを配置してはいかがかなと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○島軒純一議長 土屋教育指導部長。

○土屋 宏教育指導部長 子供たちの学校の不適応、あるいは家庭での課題ということで、各学校には、今議員お述べの、いろいろな支援員の配置を行っています。そのほかに、県のほうからも相談員の配置等を行って、子供たちの悩みに答えているところであります。

さらに今後どういうふうに進めていったらいいかということでもありますけれども、今スクールソーシャルワーカーの配置ということもございましたけれども、今いろいろな面で配置している職員、それからその仕事の中身等も検討して、さらに子供たちを支援していくにはどうしたらいいかということを検討していきたいと思えます。

○島軒純一議長 小久保広信議員。

○23番（小久保広信議員） ぜひ、そういった支援員の方の充実というか、やはり学校の先生方だけではなかなか対応ができない、そういった状況があると思います。ある意味、専門的な福祉の知識もなければそういったところに対応できない部分があると思っていますし、ある意味、心理学といったところも必要なのかなと思えますけれども、単に学校の先生、教育現場で学問を教える、そういった部分だけではない、そういった部分がふえていると思っていますから、それを1人の先生が全てやってくださいよとは申し上げませんので、ぜひそういった知識なりのある方を充てて指導されていくということが必要だと思っていますし、その点の充実を図っていただきたい。これは要望として申し上げます。

先ほど生活保護の話をしましたけれども、本当

に問題なのは、生活保護よりちょっと上、だけど非常に低い年収の方の部分が非常に問題だと私は思っています。生活保護のほうは先ほど言ったように学習支援できるわけですが、そうでない方はないわけですから、そういった意味で、そこが一番対策として必要な重要な部分だと私は思います。

市長、そこら辺、どう思いますか。そこをやっていかなければ、ちょっとしたことで生活保護に陥っていくわけですから。そういったところをいかにフォローしていくか、そういった施策。具体的なところはないかと思うんですが、市長としての思いをその点について伺いたします。

○島軒純一議長 安部市長。

○安部三十郎市長 生活保護対象よりも少し上のほうの方々に対する施策が大切だというのは、おっしゃるとおりだと思います。そういうことにも意を用いていかななくてはならないと思います。

そして、これも具体的なことではないわけですが、子供たちが自分の人生設計をどういうふうに考えるかということのを小さいうちから考え考え、設計してみる。当然、設計図どおりにはいかないわけですが、いかないときにまた設計のし直しをしてというようにして、常に人生の設計図を自分で思い描く力というのが貧困の連鎖を断ち切るという面でも大事ではないかと思えます。

また、家庭の役割ですが、家庭というのは経済的な基盤を親が確立していく、子供が育っていくために経済的な基盤を親が確立していく、そういう側面もあるというような認識とか、そういう基本的なところの考え方を子供のうちから養っていく、そういうことも大事ではないかと思っています。当然、行政として産業の振興から福祉からさまざまに受け皿づくりをしていかななくてはならないわけですが、それだけでなく、そういう基本的な人生そのものに対する心

構え、そういうものを養っていく、そういうこともしていかななくてはならないのではないかと思っています。

○島軒純一議長 小久保広信議員。

○23番（小久保広信議員） ぜひ、具体的なものにその思いを形づくっていただきたいと私は思いますし、そういったことがなければ、この負の連鎖はとまらないと思います。

時間もないので次に移りますが、みなし寡婦控除についてですけれども、当局の方も御存じだと思いますが、9月5日の新聞に婚外子相続差別は違憲という、9月4日に最高裁大法廷で、婚外子の相続差別は違憲であるという判断が示されました。このことを受けまして、マスコミ報道などでも寡婦控除についても言及されています。最高裁は、子供に選択の余地がない理由での差別は許さないと指摘しております。米沢市として、税制改正を待つのではなくて、先ほど答弁で研究していきたいと。研究していくとは、いつまで研究するんだということになりますし、一日も早く違憲状態というものを解消すべきだと思うんですが、その点はいかがでしょう。

○島軒純一議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 先ほども答弁で研究という言葉で答えさせていただきましたけれども、正直申し上げまして、未婚世帯の方々の状況というのが詳細に担当のほうでもつかめていないという状況もございます。したがって、具体的に該当なされる方の範囲の選択、それから基準のつくり方など、状況を調べてみないと、なかなかターゲットを絞りづらいということもございまして、制度をつくるに当たりまして、議員先ほど述べられた先進地などを事例にさせていただいて、制度の構築などにつき、私どもの内部で研究していきたいという考えでございます。

○島軒純一議長 小久保広信議員。

○23番（小久保広信議員） この部分というのは、本来であれば政治判断だと私は思います。市長がやるんだという判断を示せば、それで進んでいくものだと思うんですけども。最高裁で違憲状態だというふうに言われているわけですから、この間、何もしてこなかったということに対しての批判というのをマスコミはやっていすけれども、そのとおりだと思います。

首長として、こういった違憲状態をなくしていくんだと。その子供にとっては関係ない話で、みなし寡婦控除を受けられるのと受けられないのとは差があることは確実なわけですから。そこに差別をしているということ自体、問題だと思っていますし、その点について市長、どうですか。市長の判断で私はできると思うんですが、いかがですか。

○島軒純一議長 安部市長。

○安部三十郎市長 少し時間をいただきたいと思います。

○島軒純一議長 小久保広信議員。

○23番（小久保広信議員） 違憲状態を解消するというのは、悠長なことを言っていられないということだと思います。公務員すべからく日本国憲法を守る義務があるわけですから、そういった意味で、違憲な状態をそのままにしていくということは憲法を守っていないと言っているのと同じなわけですから、その点を思っていたきたいと思うんですが、その点はいかがですか。

○島軒純一議長 安部市長。

○安部三十郎市長 お答えをわかりやすくするために、もう一つの今御質問に上げられた例のほうの話をしますが、婚外子の相続の件に関しても、違憲状態を長く保持してきたという新聞での批評もありますが、私は、世の中の流れが変わって、それに合わせていくという、そういう意味で判決が変わってきたんだというふうに捉えております。それと同じように、今のみなし寡婦

についても、そういうような世の中の流れという、そういうのも側面があるのではないかと考えていますので、検討のための時間をいただきたいと思います。

○島軒純一議長 小久保広信議員。

○23番（小久保広信議員） ぜひ実施をしていくんだということの決意だというふうに思いたいわけですが、研究した結果やっぱりできませんでしたということではなくて、市長が今おっしゃられたように時代の流れというお話ですから、現実問題としてみなし寡婦控除をやっていくというのが一つの流れだと思いますし、そのことで、ある意味、貧困の連鎖を少しでも断ち切ることができるのであれば、ぜひやるべきだと思いますし、やっていかなければならない問題だと思っています。

これ以上市長を問い詰めても「時間をください」で終わるのでしょうから、時間はそんなにないということを申し上げて、すべからず早急にしていかなければならない問題だということを申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

○島軒純一議長 以上で23番小久保広信議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

再開を11時といたします。

午前10時49分 休 憩

~~~~~  
午前11時00分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、小・中学校普通教室にクーラーを設置すべきではないか外3点、8番高橋壽議員。

〔8番高橋 壽議員登壇〕（拍手）

○8番（高橋 壽議員） 私の質問は4点です。

1、小・中学校普通教室にクーラーを設置すべきではないか、2、2015年の施行に向けて制定することになった学童保育の条例について、3、米沢市に避難されている震災・原発避難者の方々への支援で現在何が求められているのか、4、生活保護費基準見直しの影響による市民負担増に対する今後の対応はどうするのか、以上4点を質問いたします。

第1点目は、小・中学校普通教室にクーラーを設置すべきと考え、質問するものです。

ことしの夏も終わろうとしています、ことしも猛暑の夏でした。米沢市内の小・中学校ではクーラーはこの間、まず特別教室と職員室に、次に保健室と給食調理員の休息室に設置してきました。

まず最初に、これまでのクーラーの設置状況をお知らせください。

普通教室には、通常子供たちが学習するわけですが、クーラーは設置されてきませんでした。この間、とりあえずの対応として扇風機の設置を求め、順次、設置されてきました。しかし、扇風機では、これは当面の対策であって、十分な対策ではないと考えています。近年、夏の猛暑の熱中症は、高齢者に限らず、社会問題となっています。自然環境の変化とそれに対する社会的な捉え方の変化があると考えています。そうしたことを考えたときに、従来の教育委員会のこれまでの普通教室へのクーラー設置に関しては検討課題とはなっていなかったのかもしれませんが、検討課題とするべき時期ではないでしょうか。

さきの6月議会予算委員会で教育委員会は「夏場の教室温度を調べてみたい」と答弁していますので、まずその結果をお知らせいただきたいと思います。

その上で、教育委員会は普通教室へのクーラー設置をとの今回の私の問題提起に対して、現時点でどのようにお考えなのか、お伺いをしたい

と思います。

第2点目の質問は、子ども・子育て関連3法案が昨年の12年8月に成立し、それに伴って各自治体では2015年から5年間の子ども子育て支援計画を策定することになりました。子育てにかかわる多岐にわたる計画となります。その中で、学童保育については、条例を策定した上で今後の事業を進めていくこととなりました。その際、わざわざ条例を策定することになった意味は何なのか、そのことをしっかり捉えることが大事になってきます。

97年の児童福祉法改正で、学童保育事業は児童福祉法の中に位置づけられて、国が実施する学童保育事業である放課後児童健全育成事業は98年からは法制度の中で実施されることになりました。しかし、法制度に位置づけられたものの、市町村に対しては、市町村が学童保育事業を実施するとともに市町村以外の実施者に対して連携を図って利用促進に努めなければならないと努力義務にとどまりました。つまり、児童の利用する権利も市町村のその権利を保障する国・市町村の責務も定めないまま今日に至っています。そのことが、国も市町村も学童保育に対して本腰を上げた取り組みとはならず、補助金の額も実態とは乖離し、学童保育を必要とする住民ニーズに応えるには十分とは言えないものになっていると思います。

米沢市の学童保育事業の実態もまた、保護者や関係者の要望には応え切れていないと思います。米沢市の学童保育は、始まって今日、30年がたちました。この間の米沢市の学童保育事業は、公設学童保育所が1カ所もない、この点に米沢市の考え方が私は特徴的に示されていると思います。全国の学童保育所が公設が8割を超えている中で、公設学童保育所を1カ所も整備してこなかった、このことをどう捉えるのか。今後の米沢市の学童保育のあり方にとって大きな意味があると考えています。

この間、公設の学童保育所がないことについて、当局のこれまでの答弁では、「米沢市の場合、父母の皆さんなどが自主的に行ってきた結果」と肯定的な言い方をしてきました。しかし、自主的に学童保育を始めざるを得なかったのは行政の支援が当てにできるようなものではなかったからであって、喜んで自主的に始めたわけではなく、仕事を続けるために父母の皆さん方が苦勞を覚悟して始めざるを得なかったというのが実情だと思います。

こうした米沢市行政の対応の背景にあるのは、学童保育事業は行政がやることではなく、必要とする一部の住民が、親が、自分たちのためにやる事業で、行政は補助金での支援までという考え方がまだ根強くあるからではないでしょうか。学童保育事業が公的な性格を持つ事業と認識をして、行政が事業に責任を持つ、つまり学童保育の公的責任を米沢市は今後の学童保育事業のあり方を考えるときに明確にすることが求められています。

今回、米沢市の学童保育の条例化に当たり公的責任を明確にしなければ、これまでの低いレベルのままに学童保育事業を将来も固定化させてしまうことになりかねませんし、逆に公的責任を明確にすれば学童保育関係者の要求に沿った質の高い学童保育事業を展望することができると考えています。

学童保育の条例化は、これまで全国各地で学童保育をつくり上げてきた人たちの日々の学童保育の現場での実践の中から繰り返し国に対して学童保育の充実を働きかけてきた一つの大きな成果だと考えています。それだけに、米沢市が今回策定する学童保育の条例は、それに応えるものでなければならないと考えています。

そこでお伺いをいたしますが、米沢市が学童保育の条例化に当たり、学童保育関係者の要望に沿った条例として仕上げようとしたときに、当局が考えている重視しなければならない点、こ

れは何なのか、お伺いしたいと思います。

次に、3点目の質問です。

東日本大震災3・11から2年半が経過しようとしています。震災・原発事故で米沢に避難している方々の現時点での要望に応える支援が求められていると考えます。震災被災地の現状を見ますと、復興予算の流用問題や復興支援法が現場の要求とはかみ合わず補助金が住民の要望どおりに使えないなど問題を抱えて、全くおこなわれているというふうにさまざまな方々から指摘をされていると思います。

とりわけ福島第一原発事故で放射能に汚染された地域の復興、これは先の見えない事態に陥っています。放射能の汚染水漏れの事態は非常事態で、原発が一旦事故を起こせば被害はどこまでも拡大するということを私は示していると思います。まさに原発推進政策そのものの明らかな破綻です。福島第一原発事故を福島県民の皆さんの過去の問題にとどめてはならない、このことを私は改めて思い知らされています。

昨年6月に避難者の方々の支援ということで超党派の国会議員の議員立法で、「子ども・被災者支援法」が成立いたしました。しかし、被災者が提訴するなど、復興庁ではこの法案を棚上げ状態にし、多くの方々から批判の声が上がりました。8月30日、復興庁は政府の基本方針の素案を公表し、9月には閣議決定すると報道されました。しかし、素案は、高い放射線量が計測された福島県内33市町村を支援対象地域にして、33市町村以外では、支援が必要な場合、施策ごとに準支援対象地域として改めて指定をして支援をしていくというふうになっているようであります。

支援法の第9条では、このようにうたわれています。支援対象地域以外の地域で生活する避難被災者への支援、このことについて9条は、国は、支援対象地域から移動して支援対象地域以外の地域で生活する被災者を支援するため、支

援対象地域からの移動の支援に関する施策、移動先における住宅の確保に関する施策、子どもの移動先における学習などの支援に関する施策、移動先における就業の支援に関する施策、移動先の地方公共団体による役務の提供を円滑に受けることができるようにするための施策、支援対象地域の地方公共団体との関係の維持に関する施策、家族と離れて暮らすことになった子どもに対する支援に関する施策、その他の必要な施策を講ずるものとするというふうになっています。

つまり、現在米沢市に避難されている方々、自主避難者の方々にとって、かかわりが大きいのがこの条文だと思います。しかし、この8月30日に示された基本方針を読む限り、私は、この条文が基本方針に反映されているかどうかとなりますと、ほとんど基本方針には反映されていないと考えざるを得ません。従来の支援策の原子力災害による被災者支援施策パッケージ、このパッケージでさまざまな支援対策をやってきたわけではありますが、このパッケージ自体が寄せ集めの施策でした。しかし、今回の基本指針は、このパッケージからも後退しているものもあるのではないかと考えています。支援法第14条では、避難者の声を基本指針に反映することとされています。しかし、復興庁は、この基本方針を出すに当たっても、出した後も、公聴会など避難者の皆さん方の意見を聞く機会を設けておりません。

震災・原発事故から2年半がたち、米沢市に避難している方々が次第に減少しているのはさまざまな理由があると思いますが、多くは国や東電の余りにも無責任な態度と先の見えない避難生活の中で精神的にも経済的にも避難生活を断念せざるを得ないのが実態だと私は思います。それだけに、米沢市は、ぎりぎりのところで踏ん張って避難生活に耐えている方々の要望をよく把握し、支えていく必要があると思います。

そこでお伺いいたしますが、現時点で米沢市に求められている避難者の皆さん方の支援の課題は何なのか、お伺いしたいと思います。

第4点目の質問は、昨年成立し、この4月から実施された生活保護法の改悪のもとで、生活保護費が削減されました。来年4月までに段階的に削減し、最終的には3年間をかけて生活保護費を削減していくことになっております。

私にも何人かの方が声を寄せてくれました。例えば、病気療養中の夫、パートで働く妻、高校生の子供の世帯の方は、家族3人で月16万円で生活しているのに1万円の減額です、食費を我慢するしかありません、そう私に話してくれました。母と子の2人暮らしの方、母も子供も現在病気療養中、月10万円の保護費で、8月から2,000円が減らされました。最終的には6,000円減らされると言うておりました。などの声です。

お笑いタレントの母親の保護受給、これを引き合いに出した生活保護費のバッシング、これはあたかも生活保護費の不正受給がはびこっているかのようなキャンペーンを展開したわけですが、生活保護費削減を進めた政府、私はこうした市民の方々、こういう方々は全く不正受給とは関係ありません。生活保護に頼らなければ命をつないでいくことさえできない、そういう人々です。今、生活保護受給者は250万人を超えて、史上最高となっています。しかし、マスコミも含めて政府は、不正受給者が支給額のわずか0.4%にすぎない、このことについてはほとんど報道していないと思います。

さきの参議院選挙解散で国会では申請時の書類提出と扶養義務者の調査権を強化する、いわゆる水際作戦をさらに強化するような生活保護法改悪案が参議院で廃案となりました。しかし、次の国会では、この一度廃案となった法案が再び、真っ先に提出される、そういうふうにあります。そうした中でも、受給申請、これが水際作戦などとられながら厳しくなる中で、

さらに受給者の数がふえて、史上最高の数に達する、これはまさに広がり続ける貧困と格差の問題、この解消なしには私は生活保護の問題は根本的には解決しないのではないかと思います。私は、国の今回の生活保護費の削減、これは間違っていると思います。

米沢市は、わずかな生活保護費も削られて爪に火をともしようにして生活している方々の生活実態をもう一度よく把握し、生活保護費の回復を国に求めていく必要があると思います。国が回復をやらないということであれば、市民生活に責任を持つ米沢市が何らかのそれにかかわるさまざまな施策で支援すべきと考えます。米沢市は、この生活保護費の削減と保護基準の見直しが及ぼす各種制度の利用制限など、市民全般にかかわるこの悪い影響について、今後どのような対応をしようと考えているのか伺っておきたいと思います。

以上、4点を質問いたします。

○島軒純一議長 安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいまの高橋壽議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、学童保育についてお答えをいたします。その他につきましては部長よりお答えします。

平成24年度に成立しました「子ども・子育て支援法」により、放課後児童クラブ事業につきましては、国が定める放課後児童クラブの基準を踏まえて市町村が施設設備・運営基準を条例で定めることとされています。現在、国では社会保障審議会児童部会を中心にその基準について議論されております。その内容は、「子ども・子育て新システム基本制度」で例示された内容や国が作成した「放課後児童クラブガイドライン」で示している内容等を踏まえ検討されており、職員の資格等に関する「従うべき基準」と専用室・専用スペースの面積等に関する「参酌



すべき基準」等となっており、今年度末までに省令・告示が制定される予定となっております。

本市としましては、その基準の内容を受け、放課後児童クラブの基準等の条例を策定することになりますが、「参酌すべき基準」につきましては国の基準を十分に参酌した結果であれば地域の実情に応じた内容となってもよいとされておりますので、市内全ての放課後児童クラブの代表から構成されます「米沢市放課後児童クラブガイドライン検討委員会」において作成した「米沢市放課後児童クラブガイドライン」を参考にして策定してまいりたいと考えております。

次に、平成27年度からスタートする子ども・子育て支援新制度への放課後児童クラブの意向を反映する手だてについてであります。地域での子ども・子育てに係るニーズを潜在的なものも含めて調査した上で本市の事業計画を策定する必要があります。ニーズ調査の内容については、米沢市子ども・子育て会議の中で各委員の方々から意見をいただくことを予定しております。委員には、放課後児童クラブ関係の方、保護者の方にも入っていただく予定となっております。会議の中で十分に意見をお伺いし、調査内容に反映させられるように努めてまいります。

私からは以上です。

○島軒純一議長 土屋教育指導部長。

〔土屋 宏教育指導部長登壇〕

○土屋 宏教育指導部長 私からは、小・中学校のクーラーの設置についてお答えをいたします。

初めに、小・中学校のクーラーの設置状況についてお答えをいたします。職員室につきましては、全小・中学校、設置されております。それから、中学校のパソコンルームにつきましても、全中学校に設置されているところです。それから、小学校の給食室の休養室につきましては、今年度で全ての小学校に設置を完了いたします。そのほか、特別室のコンピュータールーム、図書室、音楽室等につきましては、その学校の状

況に応じて設置しているところでございます。

次に、保健室へのエアコンの設置についてでありますけれども、夏の期間に体調のすぐれない児童生徒の処置を行う場所との観点から、整備が必要と考えております。保健室へ設置するエアコンのタイプといたしましては、一般的な家庭に設置するルームエアコンとは異なり、ビルドインタイプと言われる比較的大型のエアコンを設置する必要があります。その大型エアコンを設置する場合、電気容量の増加に伴う電気設備の改修工事や天井へ設置するための工事も伴うため、次年度より順次設置を行う予定です。

なお、現在の未設置校は、小学校、浅川分校含めて19校中14校、中学校は8校中4校の計18校であります。できるだけ早い段階で全校設置となるよう鋭意努力をいたしますので、御理解をお願いいたします。

続きまして、普通教室にエアコン設置の検討を行うべきではないかという御質問についてお答えいたします。

普通教室における室温環境の整備状況についてですが、現在、本市の小・中学校につきましては、平成23年度までに各教室に2台から3台、主に壁かけ型扇風機の設置を完了したところです。学校の環境衛生基準につきましては学校保健安全法で定められており、教室の温度につきましては「10度以上30度以下が望ましい」とされているところです。現在、第四中学校を除く小・中学校の各階における午後2時前後の室温を測定・記録しているところです。7月10日から8月28日までの途中経過ですけれども、夏休みを除く約14日間で、30度を超えた日数として、1日以上5日以内が13校、6日以上10日以内が3校、11日以上が2校でした。また、超えた日がなかった学校については8校でありました。

今後におけるエアコンの設置につきましては、今回のデータの分析や周辺自治体の設置状況、また各学校の意見等を聞きながら、教育委員会

としての方針を検討していきたいと考えている  
ところです。

私からは以上です。

○島軒純一議長 須佐総務部長。

〔須佐達朗総務部長登壇〕

○須佐達朗総務部長 私からは、3の現在震災・原  
発避難者支援で何が求められているのかについ  
てお答えいたします。

先ほど数の減少について議員の所感が述べられ  
ておりましたので、まずそれに関連してお答え  
したいと思います。本年8月15日現在でありま  
すが、655世帯、2,008人が市内に避難して  
おります。避難者数のピークが平成23年11月17日現  
在の3,895人でありましたので、約半分に減少し  
ているところでございます。なお、避難元の市  
町村別では、同じく8月15日現在で、南相馬市  
や双葉郡浪江町など、原発避難者特例法に基づ  
き指定されている13市町村からの避難者が155世  
帯、448人である一方で、福島市や伊達市などの  
それ以外の市町村からの避難者が500世帯、  
1,560人という状況になっております。原発避難  
者特例法に基づき指定されている13市町村から  
の避難者も、それからそれ以外の市町村からの  
避難者につきましても、ほぼ同じ割合で減少し  
ているところでございます。

そこで、避難者からどのような要望が出されて  
いるかについてであります。一番多いのが借  
り上げ住宅の入居期間の延長、それから住みか  
えを容易にしたいというものでございます。  
いずれも住宅に関する要望になっております。  
このほか、子供の健康に関する要望や二重生活  
に伴う生活費に関する要望が寄せられていると  
ころでございます。

避難の長期化に伴いまして、避難者からの声と  
しては、それぞれの家庭の事情にかかわること  
や精神的な面、心のケアに関するものなど、増  
加傾向にあると認識しているところでございま  
す。

私からは以上です。

○島軒純一議長 菅野健康福祉部長。

〔菅野智幸健康福祉部長登壇〕

○菅野智幸健康福祉部長 私からは、生活保護基準  
見直しなどによる市民負担に対する対応につい  
てお答えいたします。

まず初めに、生活扶助基準の見直しの影響につ  
いてであります。国は平成25年度から今後3  
年かけて生活保護扶助費の一つである生活扶助  
費を平均6.5%、最大10%引き下げる予定で、こ  
の8月から実施されております。本市における  
生活扶助基準の見直しによる生活保護受給世帯  
への影響につきましては、変更前の7月分と変  
更後の8月分の支給額を比較してみますと、減  
額となった世帯は721世帯中533世帯で、合計43  
万7,440円の減額となっております。また、逆に  
保護費が増額となった世帯は124世帯で、合計11  
万1,588円の増となり、特に60代単身世帯などで  
増額となっております。総支給額では、差し引  
き32万5,852円の減額となっております。

そして、生活扶助基準の見直しに伴う他制度へ  
の影響であります。生活保護基準を参照して  
算出している個人住民税の非課税限度額などに  
つきましては、国では平成26年度以降の税制改  
正の議論を踏まえて対応すると示しております  
ので、保護基準を参考に給付金額を改定する制  
度及び保護基準を参照して対象者を設定する制  
度におきましても、平成26年度以降の税制改正  
後になるものと考えております。

また、国におきましても、生活保護基準の見直  
しによりほかの制度にできるだけ影響が及ばな  
いよう、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を  
踏まえて対応することを基本的な考え方として  
おります。

なお、本市福祉部門において保護基準を参考に  
給付金額を改定する制度及び保護基準を参照し  
て対象者を設定する制度を具体的に申し上げます  
と、まず社会福祉課であります。障がい者

福祉関係で、介護給付、訓練等給付、補装具の給付、自立支援医療及び地域生活支援事業があります。このうち自立支援医療では、平成24年度対象者947人に対しまして534人が非課税限度額対象となっております。

次に、こども課であります、未熟児養育医療、入院助産施設徴収金、母子生活支援施設徴収金、子育て短期利用事業、高等技能訓練促進費、ひとり親家族子育て生活支援事業及び認可保育所保育事業があります。このうち認可保育所保育事業では、ことし3月1日現在の入所児童数1,525人に対し174人が非課税限度額対象となっております。

次に、高齢福祉課であります、養護老人ホーム入所、そして介護保険関係で高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費、高額介護予防サービス費及び米沢市居宅サービス利用負担額助成事業があります。このうち介護保険の高額介護サービス費では、平成24年4月分で、要介護認定者数4,265人に対し711人が非課税限度額対象となっております。

最後に、生活扶助基準の見直しに伴う他制度への影響を受ける市民に対する市の対応であります、国においてそれぞれの制度の趣旨や目的、実態を踏まえて対応することを基本的な考え方としておりますことから、国の動向などを踏まえながら適切に対応してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 高橋壽議員。

○8番（高橋 壽議員） それでは、質問の順番から再度、2回目の質問をさせていただきます。

小・中学校の普通教室へのクーラーの設置の件ですけれども、その前に、答弁で保健室にクーラーを設置するという。6年前のここの議場での質問の答弁にある中で、保健室にはクーラーを設置していきますという答弁があったと思いますけれども、かれこれ6年がたって、未

設置校が18校あってということです。これ6年間かかってこれだけの到達点というのはちょっと首をかしげる話なのですけれども、どういう理由でこういうふうにおくれてきたのでしょうか。

○島軒純一議長 土屋教育指導部長。

○土屋 宏教育指導部長 予算との兼ね合いの中で進めてはきているわけですけれども、こういったところに今あるというところでございます。

○島軒純一議長 高橋壽議員。

○8番（高橋 壽議員） 予算の制約があつてということですが、保健室というのは、子供さんが体調が悪くなったり病気になったりということで、そこで療養するというのが目的の部屋ですよね。ならば、クーラーというのは急ぎ設置するというのは通常考えたら当然の話だと思いますけれども。これまでは6年間かかって、あと18校残っているという話なので、今理由は答弁されましたけれども、これからどうしますか。やはりこのペースでいきますか。もっと予算をとるということで、18校を3カ年ぐらいかけて、あるいは2年間ぐらいかけて、急ぎやるということになりますでしょうか。

○島軒純一議長 土屋教育指導部長。

○土屋 宏教育指導部長 昨今のこの気温の上昇から考えて、それから子供たちの熱中症の問題等もありますので、できるだけ早く設置を完了したいと考えてございます。

ただ、先ほども申し上げましたとおり、実は各家庭のエアコンのようなものでまず設置をということも検討しました。でも、それでは保健室の広さを十分涼しくすることは難しいということで、ビルドインタイプのものというふうに考えてございますので、そのところで若干時間がかかるかと思いますが、なるべく早く進めたいと思います。

○島軒純一議長 高橋壽議員。

○8番（高橋 壽議員） もう一度、ちょっとくど

いかかもしれませんけれども、お聞きします。保健室については急ぎ、これまで以上に急ぎ設置する必要があるというふうにお考えですか。

○島軒純一議長 土屋教育指導部長。

○土屋 宏教育指導部長 そのように考えてございます。

○島軒純一議長 高橋壽議員。

○8番（高橋 壽議員） では、よろしく願います。

次に、私は普通教室でクーラーを設置すべきではないかと思います。これまでは学校施設の環境をどう整えるかという中で、クーラーは要らないのではないかということも考え方としては大勢を占めてきたのではないかなと思います。しかし、文科省の中でのこの間の議論を見ますと、やはりクーラー設置は必要ではないかという議論に流れとしてはなっている、私はさまざまな議事録を眺めさせていただきましたけれども、なっていると思います。ただ、実際学校現場では、予算の関係もあるので、各自治体で予算との関係でなかなか導入しづらい、しにくいということがあって、進まないという状況にあると思います。ただ、考え方としては、文科省のほうでは普通教室にはクーラーを設置すべきではないかというふうになっている。

これは、学校建設の場合の文科省なりの補助金が出るわけですが、これまではクーラーについては、先ほどありましたように30度以上の平均日数がどれくらいあるかという3年間くらいの統計をとって、幾ら幾らの日数があるということがはっきりした場合に、地域ごとに補助額が加算されるという制度になっていたと思います。だから、九州とかかなり気温が高い地域ではクーラーを設置する小学校、中学校が結構ありました。しかし、山形とか福島とか、東北、北海道については、気温が30度を超す日が統計的にとって余らないということで、補助に算入されてこなかったという経過もあって、普

及しなかったということがあります。

しかし、そういう文科省の考え方が変わってきておりますし、昨今の猛暑ということがありますので、補助に算入するようになったんです。そこは御承知だと思いますけれども、クーラーを設置した場合には、実際の設置の額とそれから文科省が交付する補助金の額に乖離はありますけれども、しかし補助金に算入するということになりましたので、そのことも含めて、今後教育委員会では、これまでは検討課題となっていなかったと思いますけれども、実際、先ほどの答弁でも市内の小・中学校の教室の温度の実態を調査されて、結果として出ておりますので、これを参考にしながら検討していただきたいと思います。

ただ、毎年毎年、7月から8月の時期は気候の変動もありますので、ことし暑かったから来年はどうなるか、ことし寒かったから来年はどうなるか、よくわからないところがありますので、この辺よく勘案されながら検討していただきたいと思います。

ただ、先ほどの数値を見ますと、7月20日から8月22日の間で30度以上の気温が12日以上あった学校が2校あったというところは、やはりかなり考える必要があるのではないかと私は思いましたけれども、これから検討するにしても、この調査結果を見てどういう御感想をお持ちになりましたか。

○島軒純一議長 土屋教育指導部長。

○土屋 宏教育指導部長 10日以上あった学校2校、これは中学校ですが、1つは構造上で、南原中学校なんですが、平屋の北校舎、南校舎は風が通るのでそんなに高くはないんですが、真ん中の校舎が風が通らないということで、真ん中の校舎が30度以上あったということでありました。それから、もう1校は二中で、体育館の屋根の照り返しのある教室が温度が高くなるということでありました。今回は、測定した

1つの教室でも30度を超した場合はここに載せるということで数をカウントしてございますが、1階は割合と風が通って涼しいということですが、2階、3階と上に上がっていくほど温度が高いという傾向がございます。それから、建物の構造上、風が通りにくいということもありましたので、そういった部分も含めて分析をもう少し細かくしていきたいと思っております。

○島軒純一議長 高橋壽議員。

○8番（高橋 壽議員） 先ほど答弁の中でもありましたけれども、文科省が委託調査研究として、学校の衛生環境状況についての調査と、それからそれに対する報告書が上がっているわけです。これは既に平成16年から始まって毎年継続してやられているわけですが、教室の温度については、先ほど適温として10度から30度の間ということでしたけれども、夏場は特に25度から28度というふうになっているわけです。ですから、先ほど30度以上の学校はどのくらいあるのかという調査でしたけれども、25度から28度の学校はどれだけあるのか、文科省の基準に合わせて調査していただければなおよかったのではないかと思いますので、夏場、今期は終わりましたけれども、来期、この基準に沿ってもう一度調査し直すということも必要ではないかと思っておりますので、よろしくお願いします。

続きまして、次の質問は学童保育のところで、実際に15年から条例をつくりまして、その条例に基づいて米沢市の学童保育をどうやるかということをやらなければならないとなりました。先ほどの答弁ですと、国のガイドライン、つくりましたけれども、国のガイドラインを国自身が参考にしながら新たな市町村に示す基準を出していく、それを市町村では参酌しながら、国の基準に従わなければならないものはそれに従うけれども、そのほかについてはかなり自由な裁量の中で市町村が学童保育事業をどうするかという、地域の実情に合わせてつくっていくと

いうことになると思います。

先ほど答弁では、この間、米沢市の学童保育連絡協議会の皆さん方とこども課で一緒になって、米沢市学童保育ガイドラインをつくって、そのガイドラインに沿うような形で条例化をしていきたいというお話でした。これは非常に大事なところでして、ぜひそういう方向でやっていただきたいわけですが、ただ1点申し上げておきたいのは、これまでも何度も申し上げましたが、米沢市の学童保育の施設問題については非常におくれていると思います。全国の学童保育の施設は、公設が8割です。中の運営する主体はいろいろありますけれども、設置する主体は行政、米沢市であれば米沢市が、8割方やっているんです。米沢市のように民間アパートなどを活用しているのは、わずか6%で、圧倒的に少数です。これは学童保育連絡協議会でも、全国の連協で問題にしていって、こういう劣悪なところは改善していく必要があると国に対しても要望して、先ほど国のガイドラインに沿って条例化していくと言いましたが、国のガイドラインではこの問題はどうかになりますか。

国のガイドラインでは、公共施設、とりわけ学校や公民館など、そういう公的な施設を有効活用するということに91年、90年代の最初のころから国では言ってきたわけです。

昨今の学童保育の施設がどういう形でふえているかというのを見てみますと、全国の学童保育連絡協議会での実態調査なども毎年まとめられておりますけれども、こういうものを見ますと、学校の敷地内に単独で学童保育室をつくるか、あるいは学校の余裕教室を改装して学童保育室をつくるというのが圧倒的にふえているんです。学童保育所全体がふえている中で、その割合が一番ふえている。それは何でかということ、国がそういうふうな形で学童保育室を整備するようという方針を出しているからです。そして、

それをやるために補助金もちゃんと準備をして、学校の空き教室を利用した場合、あるいは学校の敷地内に単独で学童保育室をつくった場合には、こういう補助金を準備していますので、この補助金を使って整備してくださいということになっているんです。

ところが、米沢市は、わざわざその補助金を使わない、そういうことをやらないということになっていますので、せっかく国が準備した補助金を使えないとか使わないとか、そういう実態になっております。私は大変もったいない話だと思います。わざわざ米沢市が単独の予算で家賃補助を出しておりますけれども、学校内の余裕教室や敷地内に学童保育室をつくれれば国の補助金でやれるのにやらないというところは、財政上も効率的ではないと思います。ぜひ、今後の課題として、学校施設を利用するという方向にかじを切っていただきたいと思います。

それで、山形県が県として学童保育のガイドラインをつくったのは御承知だと思います。ここにも施設については、ガイドラインでは、小学校、公的施設の利用ということで、クラブの設置に当たっては、小学校の余裕教室を改修したり小学校敷地内に専用施設を設けたりするほか、既存の公的施設の活用を優先的に検討します、特に余裕教室を活用することは市町村の財政状況や児童の移動時の安全の確保の観点から有効ですということで、県のガイドラインでは、まず学校の余裕教室を活用しなさいとうたっているんです。

こういうふうに国でも県でも長年、学校施設を利用してくださいということでやってきていながら米沢市には1カ所もないということは、考え直す、見直す時期だと思いますので、今回の条例制定に当たって、この機会が絶好の見直しの時期だと思いますので、ぜひ御検討いただきたいと思います。そのことを1点だけ申し上げ

ておきたいと思います。

次に、避難者の皆さん方への支援ですが、第1回目の質問でも御紹介をいたしましたけれども、8月30日に国のほうで原発事故、子ども・被災者支援法の基本的な方針というのを、長年たなごらしにして大変な期間があったわけですがけれども、出しました。ホームページでダウンロードして見られるわけですがけれども、これを見ましたら、自主避難の皆さん方にとっては一体どういう施策が出るのかというのは見えてこないし、恐らくないのではないかなと思います。あるとしたら、例えば高速道路の無料化をやりますとなっていますけれども、これも限定した地域での無料化となっておりますし、先ほど米沢市の避難者の方の要望として借り上げ住宅の借り上げ期間の延長ということがありましたけれども、これは26年3月までというこれまでの期間を1年延長しただけの27年3月までとなっている程度です。

あるいは、就業のところでは、避難者の方々に、職を失って、こちらで職を求めている方々に対しては、国が各県に交付金を出して、各県が基金として積み上げて、その基金を市町村が活用して雇用事業をやっているわけです。米沢市でも幾つか震災・原発避難者の方々を緊急雇用として雇用してきたわけですがけれども、これも、私が見る限りでは、33市、福島県内の避難地域の方々には今後も引き続きやりますということになっていますけれども、県外、山形県に避難されている方々については、これは打ち切ることだと私は見ました。具体的に、震災など緊急雇用対策事業とか、いろいろ対策事業があるわけですがけれども、対象県が福島、岩手、新潟各県全域、青森、茨城、長野、新潟、栃木、千葉の各県の一部地域となっていて、山形県と書いていないんです。つまり、来年以降は、これまで県に基金として積み上がって、それを市町村、米沢市も活用して、緊急雇用として、例

えば教育委員会でも支援員の方々、適応支援員でしたでしょうか、そういう方に避難者の方々を優先的に、6カ月の短期でしたけれども、雇用していたわけですが、それも打ち切るというふうになるのかなと思います。

それから、「おいで」を運営していますけれども、「おいで」の方々の雇用も打ち切らざるを得なくなるような感じがしています。

共産党の県議団の事務局に、県のほうの考え方はどうなんだと県に尋ねてもらいました。そうしましたら、県が基金として積み上げている基金も、大体来年度の中途ぐらいで底をつくんじゃないかという話らしいです。つまり、来年、この基本方針に基づいて国がやった場合は、山形県の基金はもうなくなってしまって、やっぱり米沢市で緊急雇用の対策事業なども打ち切らざるを得ないという事態になるかと思っています。

私は、この基本的な方針は、自主避難者の方については特に、皆さんの意見を聞いていないと思います。実際、先ほど申し上げましたけれども、公聴会も開いておりませんし、皆さんの声がどれだけ。せっかく議員立法なんですけれども、支援法をつくって、自主避難の方々にも支援していこうということになっていながら、官僚の皆さん方は具体的に政策としてやる場合に全くそういう声をそぎ落としてしまったというふうにしか思えません。

これ昨年になりますけれども、山形県の避難者の方々が、アンケートをとって、非常に要望があって、1,000件を超える要望が出て、これを県議会に示して、ことしの6月県議会で超党派の県議会の皆さん方が国に対して、基本方針を出す際には、ちゃんと避難者の方々の声を聞いてやるべきだという請願が上がって、請願を超党派の皆さん方が採択して、国に意見書を上げています。そういう山形県の県議会の対応もありますけれども、ここはしっかり、避難者を受け入れている米沢市が県と協力しながら、こうい

った実態がまだまだあるんだということを国に伝えていくという作業を私はする必要があると思います。

基本方針が出て、今パブリックコメントを開始している時期ではありますけれども、県のほうともう一回協議をしながら改めて、山形市と米沢市は県内で一番避難者の方々を抱えているわけなので、ぜひもう一度県と協議をして国に要請をお願いしたいわけですが、いかがでしょうか。

○島軒純一議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 7月になるわけですが、県外避難者から国に対する要望書ということで、県外避難者の代表の方から復興大臣宛てに要望書を提出しております。それから、現場の声というのを大切にする必要があることから、米沢市に避難しているお母さんたちから、復興大臣へお手紙も出しているところでございます。その中にもさまざまな要望がございます。先ほど申し上げました借り上げ住宅の無期限延長とか住みかえとか、さまざまな要求がありまして、そういったことも含めて課題があるということだと思います。

それで、議員が先ほどおっしゃいました緊急雇用の関係の対策事業につきましても、確かに山形県の名前がここには抜けている。そういったことを含めまして、今後、駐車場の利用の仕方、細かい部分もありますが、そういったことも含めながら、避難者支援につながるように、引き続き要望活動をしていきたいと思っております。

○島軒純一議長 高橋壽議員。

○8番（高橋 壽議員） 今回の基本方針というのは、福島県内33市に限定しているので、対象地域を、県外に避難された、山形だけでなく、およそ6万人ぐらいいるわけですが、全国に散らばっている方々、そういう方々がこれからどういうふうな支援を受けるかというのは非常に大

事な局面なので、今でさえもぎりぎりの生活を  
されている中での状況ですから、ぜひ県と協力  
しながら国に要望活動が続けていただきたいと  
思います。

○島軒純一議長 以上で8番高橋壽議員の一般質問  
を終了し、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

午後 0時00分 休 憩

~~~~~  
午後 1時00分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。
次に進みます。

一つ、スポーツ行政の取り組みについて、1番
木村芳浩議員。

〔1番木村芳浩議員登壇〕（拍手）

○1番（木村芳浩議員） 明誠会の木村芳浩でござ
います。今定例会の一般質問も私でちょうど半
分、折り返し地点を迎えました。引き続きおつ
き合いをよろしくお願いいたします。

さて、ことしの夏も猛暑続きの暑い夏でありま
した。最近になり朝晩は心地よい涼しさになっ
てまいりましたが、振り返ってみれば3年連続
の真夏日を記録し、気象庁は平均気温が平年を
1.06度上回り、1989年の観測開始以来4番目に
暑い夏であったと報道がなされました。その反
面、全国各地ではゲリラ豪雨による災害も多発
した夏でもあり、今もなお全国各地に被害を及
ぼしています。近年の自然災害を思えば、気候
風土の変化が目まぐるしく移り変わり、日本全
体が時として災害大国になってしまったのでは
ないかと思うほど、地震や豪雨を初め、桜島の
噴火や埼玉県、千葉県、一昨日は栃木県で竜巻
が発生し、海洋温度の上昇による海産物の漁獲
高、漁獲品目の変化など、日本を取り巻く自然

は国民に警笛を鳴らし始めたとも感じられるの
であります。

そんな中においても、我々国民はそこで生活
し、暮らしの生計を立てていかなければなりま
せん。備えや対策をしっかりと、おごることな
く考えて準備していかなければならないのであ
ります。そのために政治の役割が、行政の施策
が大変重要になっていくものだと思うのであり
ます。

政治といえば、去る7月4日に公示され、第23
回参議院選挙が行われました。言うまでもなく、
現行制度で過去最多の65席を獲得した自民党の
大圧勝で幕を閉じたわけであります。2年前の
9月定例会の一般質問の際に、当時の野田総理
の「ドジョウの精神」を引き合いに、3期目の
市長選を目指す安部市長に質問をさせていただきました。
ドジョウという生き物は土壌が変わ
るとそこに住めなくなるという自然界の原理を
政権与党の姿を見ながら改めて学んだような気
がいたします。妥協のない逃げない政治、真っ
すぐな政治が求められた選挙だったのではない
でしょうか。良識の府とうたわれた参議院選挙
だからこそその審判が下されたものと思うのであ
ります。

真っすぐなもの、この世の中でごまかしがきか
ない世界は、スポーツであります。スポーツは、
常に夢と感動を与えてくれます。そのおかげで、
活躍を見守る人々は夢と感動を英気にかえて生
きる力を育んでいるものと感じ得られるのであ
ります。

私からの質問は、スポーツ行政の取り組みにつ
いてであります。昨年の9月定例会の一般質問
においても、地域活性化に向けたスポーツマネ
ジメントの推進について質問をさせていただきました。
本日は、具体策とその効果について提
案をさせていただきます。

スポーツは19世紀のイギリスで誕生し、西欧と
アメリカで発展した近代スポーツは、20世紀に

入って全世界に広がり、20世紀末には地球規模の身体文化としてあらゆる国々で楽しまれるようになりました。そして、オリンピックが生まれ、ワールドカップ、世界選手権等の国際スポーツ大会は、全人類が共有し参加できる唯一の文化の祭典として世界中の人々の注目を集めるようになってきたのであります。21世紀のスポーツは、人工化、文明化が進むとも言われており、進化する未来にあっては人間の体は最後に残された自然とも言ふべき存在ではないでしょうか。さらに、平和を前提とするスポーツは、今後ますますそのすぐれた価値が認識され、世界的に人類という地球規模の共同体意識の創出に寄与し、国際経済も動かす重要な産業として発展を遂げ、国際政治にも多大な影響を及ぼすほどの効果を兼ね備えており、同時に、個々人の生活の上でも健康と幸福な人生に欠かせない文化として、また地域社会の発展につながる文化産業として、スポーツの価値がさらに必要とされてくるのではないのでしょうか

何と云っても、ことしの夏、日大山形高校の甲子園での活躍は山形県民に勇気と感動を与えてくれました。高校野球の歴史を振り返れば、山形県代表と対戦が決まれば1回戦突破は間違いなしとばかりにされ、甲子園弱小県と長年甲子園の歴史の中で屈辱を味わってきた山形県代表も、ことしはその歴史を払拭し、堂々と強豪校を打ち破り、ベスト4まで勝ち進み、全国に山形強し、東北強しを印象づけた甲子園大会ではなかったかと思うのであります。日大山形高校ナインの大健闘に感謝の言葉を贈りたいと思います。

こうした活躍をするためには、敗戦の経験や勝ちにこだわる分析、日々のトレーニングや並々ならぬ努力があつての結果であります。スポーツ選手は、一流になればなるほど、全ての環境が整っていることが求められ、野球で言うならばバット、グローブといった道具があり、練習やゲームを行うための広い敷地やグラウンド等

の物的資源の整備が必要とされ、一緒に行う仲間やスタッフ、コーチ、監督といった人的資源が最低限必要とされます。そのほかにも、各種団体などからの基金、助成金等の助成機能の確立も必要とされ、こうした環境が整って初めてスポーツを行う上での基準が整うわけであります。

しかし、日本のスポーツ文化は、先進国でありながら、世界から比べると、まだまだおくれております。スポーツ行政における国と地方自治体が果たすべき役割をしっかりと確立していかなければならない時代になってきたと思うのであります。

2010年に「スポーツ立国戦略」が政府によって示され、2011年には「スポーツ基本法」が国会で成立いたしました。このことにより、スポーツ需要の増加や国際舞台における日本人選手の活躍など、国のスポーツ政策の充実が期待されるようになってまいりましたが、現実には極めて厳しい環境のままであると言わざるを得ないのであります。それでも、世界を目指すスポーツ選手は、身を粉にしながら日の丸を背負って戦っているわけであります。中には、能力も体力もありながら競技人生を続けることが困難で、引退を余儀なくされる選手も少なくはありません。スポーツに対する国民の幅広い理解と支援が得られるように推進させなければならないとしてつくり上げられたのがスポーツ基本法でありますから、法に照らし合わせたスポーツ行政を確立していくべきと考えるのであります。

そこで、来年ロシアで行われます冬季ソチオリンピックに、我が米沢市出身のスキークロス競技瀧澤宏臣選手と女子ジャンプ競技の小浅星子選手が日本代表候補選手として名前が上がっております。紹介するまでもなく、瀧澤選手はワールドカップ個人総合優勝を果たしているほか実績ともにスキークロスの世界では日本の第一人者であり、前回のバンクーバー五輪以降も地

元米沢を拠点とし、ソチオリンピック出場と地元でメダルを持ち帰りたいと必死に世界で戦いを続けておられます。また、小浅星子選手も、九里学園卒業後も女子ジャンプ界では数々の成績をおさめてまいりました。最近でこそ女子ジャンプ界は最年少で昨年ワールドカップ総合優勝を果たした高梨沙羅選手の活躍で脚光を浴びておりますが、先日行われた新潟県でのサマージャンプにおいても、高梨選手に次ぐ3位に入賞を果たすなど、ソチオリンピックに向けて順調な戦いをされております。お二人ともにアスリートとしてはベテランの30代、ラストチャンスかもしれません。それでも、現代のスポーツ界を考えれば、夢を諦めないアスリート魂の先駆者であり、米沢の教育が生んだたまものとも言えるお二人だと思っております。

米沢市のスポーツ歴史の中でオリンピックへ複数の選手が出場を果たすということは初めてのことであり、本市のスポーツ歴史に名を残すことは明らかな事実でもあります。これから世界を目標とする子供たちのかがみとして、現役後も本市のスポーツ事業の先導者としても大変重要な逸材であることは間違いのない人材で、彼らには米沢市の希望の星としてメダル獲得に向けて頑張っていたきたいと願うのであります。

しかし、前記申し上げたとおり、一流選手を取り巻く環境は、競技に打ち込む時間を割いて、世界大会を飛び回るため資金づくりを余儀なくされております。これは、現役メダリストも同じ環境に置かれ、よき時代の大手企業のスポンサーがついてくれる時代とはほど遠く、仕事をしながら資金をため、長期にわたり支援をもらえる企業はほとんど皆無に等しい世界なのであります。それでも、雇用・協賛という条件ならば雇い入れる企業も宣伝効果としてはメリットも大きいのですが、費用対効果や業績不審、けなどが致命傷となり、解雇もしくは契約終了

といった現実が待ち構えている中で、精神的なメンタルを維持することは我々の感覚や想像でははかり知れないものであらうと思うのであります。

そこで、私は、米沢市が特例措置として、将来の米沢市が進めていこうとするスポーツ行政の形づくりを行う上で、こうした地元出身の一流選手にこそ先行投資の意味で支援を行うべきと考えております。

そこでお聞きいたしますが、我が米沢市には、こうした世界大会へ出場する選手に対して渡航費や活動費などの支援策や活動補助金などの支援制度は検討や整備が進められてきたのでしょうか。この質問はこれまで何度もお聞きしてまいりましたが、本市はこれまで激励金という形で3万円ぐらいの支援であるとお聞きし、その後検討されるとの御答弁をいただいております。検討されてきた支援策について伺いたします。

また、小中高生の各種全国大会等に対しての支援策などについても、現状と今後の対応策があれば、あわせて伺いたします。

昨年11月に、長年の要望でありました市営人工芝サッカーフィールドが完成を見て、オープン以来、大変なにぎわいと、利用者が毎週予約で埋まるほど、市民を初め県内外からも利用をいただいていることは、本市にとって大変喜ばしい限りであります。時代に合った整備を行えば、おのずと人はそこに集まるものだし、競技人口も自然とふえてまいります。逆に、管理を怠ったり手を加えていかなければ、50年もつ施設も30年しかもたなくなるものです。人も動物も施設も同じことが言えるのではないのでしょうか。手をかけるからこそ愛着があり、大事に扱うからこそ自然とルールが生まれるものだと思うのであります。本日2項目めに上げました社会体育施設の老朽化改善策、改修予定については関連がございますので2回目の質問で詳しくお聞

きいたしますが、この真新しいサッカーフィールドは利用者に愛される施設になってほしいものだと願うところであります。

そんな中、サッカーフィールドの活用として、昨年、完成を見る前に、本市としての取り組みの方向性は、各種大会の誘致や合宿誘致に力を入れ、さまざまなイベントなども行っていききたい旨の説明をいただきました。間もなく1周年記念を迎えるわけではありますが、現在の利用状況やこれまでの合宿誘致の実績、イベント等の取り組みは検討なされてきたのか、お伺いいたします。

また、来年度、東北地区スポーツ推進委員研修会が米沢市を会場に開催されます。スポーツ推進委員は、スポーツ基本法第32条にのっとり、地元のスポーツ推進のために、教育委員会規則の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施にかかわる連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技指導、その他スポーツに関する助言を行い、スポーツに関する深い関心と理解を有し、熱意と能力を有する者の中から選出される非常勤職員であると明記がなされております。

もちろん、我が米沢市の推進委員も熱意のある方々で構成されていると思われませんが、以前、推進委員を選考する際に、子供たちが学んでいるそれぞれのスポーツクラブにおいて監督やコーチなどの現場経験者で、なお現在も現場で携わっている方を推進委員に選考すべきと提案をさせていただきました。狙いは、競技種目によってスポーツへの総合理解に対して隔たりが出ないように、より本市のスポーツに対する気概を高めていくためには、日々子供たちに接している指導者がこの時代求められているという観点からの提案であります。

これまでそうした経験を有した推進委員の方々から出された意見や活動内容、大会へ向けての研修内容など、来年開催されます東北地区ス

ポーツ推進委員研修会を成功させるための内容と中身についてお伺いいたします。

いよいよ、あす9月7日、日本時間ではあさつてになりますが、国際オリンピック委員会総会がブエノスアイレスで開催されます。2020年オリンピック開催が東京で決まることを願い、壇上からの質問を終わります。

○島軒純一議長 原教育長。

〔原 邦雄教育長登壇〕

○原 邦雄教育長 木村芳浩議員のスポーツ行政の取り組みについての4項目ございますけれども、全てにお答えをいたします。

まず最初に、オリンピック出場が決定した選手に対して、その支援策は検討したのかというふうな御質問にお答えをいたします。

これまでのオリンピックに選手として出場された米沢市出身者は、1964年、第18回東京オリンピックのスモールボアライフル伏射競技に出場し6位入賞された林崎昭裕さん、1980年、第13回レークプラシッド冬季オリンピックにクロスカントリー競技で出場された佐藤志郎さん、そして2010年、第21回バンクーバー冬季オリンピックにスキークロス競技に出場された瀧澤宏臣さんの3名がおられます。

4年に1度のスポーツの祭典でありますオリンピックは、国を代表して戦うという大変名誉なことであり、また出場されることは、御本人にはもちろんのこと、市民、関係者にとりましても大変うれしいことでもあります。スポーツにかかわる子供たちも、地元代表選手を身近に感じ、将来自分もオリンピック選手になりたいと憧れるものであります。

オリンピック出場が決定した選手に対しての米沢市の支援といたしましては、前回のバンクーバー冬季オリンピックに瀧澤宏臣さんの出場が決定された際に、本庁舎に出場をお祝いする看板を掲げるとともに、激励金をお上げした経過がございます。本市としましては、今後も多く

の選手の皆さんにオリンピック出場を実現していただきたいと存じますし、その折には最大限の激励を行いたいと考えております。

また、激励金の額につきましては、出場が決定次第、早急に関係部・課等と協議をし対応したいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、市営人工芝サッカーフィールドのこれまでの利用状況、合宿誘致事業の状況と宿泊施設の利用状況、また今後のサッカーフィールドを利用した企画等についてお答えをいたします。

これまでの予約状況ですが、土曜日、日曜日、祝日におきましては、社会人のクラブチームによるリーグ戦、東日本社会人サッカー大会、中学校、高校の総合体育大会、スポーツ少年団の各種大会など、幼児から大人までの大会で、11月まで予約で埋まっている状況です。平日につきましても、社会人や部活動での練習、グラウンドゴルフ、また福島県の社会人チームの予約もございます。

利用実績を申し上げますと、今年度4月の利用開始から8月末現在で、利用者は3万7,047名、件数760件であります。今年度の当初、利用人数を約5万人と見込んでおりましたが、これを上回るものと見込んでおります。

また、利用者の声としまして、2面のコートがあることにより大きな大会が開催でき、運営がやりやすいこと、駐車場が広く使い勝手がよいこと、人工芝によりプレーがしやすく、技術向上につながっていることなどの御意見をいただいております。

次に、合宿誘致事業につきましては、関東地域及び近県の大学運動部を誘致することにより、スポーツを通して地元児童生徒への指導や公開練習等の場を設けていただき、本市スポーツ界の競技力向上を図り、さらには国際大会等で活躍する選手の育成に努めたいと考えております。

また、市内の宿泊施設を利用していただくこと

により、地域経済の活性化にも寄与するものがあります。

なお、本市体育施設全てを対象とする合宿誘致事業ですけれども、充実した規模と設備を整えた市営人工芝サッカーフィールドを軸に誘致を図りたいと考えております。

その状況につきましては、合宿誘致事業第1号の団体として、茨城県の流通経済大学サッカー部の皆さんが、選手30名、指導者4名の合計34名で7月30日から8月4日までの5泊6日で合宿を行っていただきました。最終日の8月4日の午前中におきまして、地元スポーツ少年団14チーム140名にサッカー指導と大学生とのミニゲームを行うなどの交流を図っていただき、地元児童と大学生ともども大変楽しく有意義な交流となっております。

今回の宿泊場所につきましては、ことし2月に天元台において流通経済大学サッカー部がスキー合宿をなされ、アルプ天元台へ宿泊されました。その経過もあり、今回も大学側でアルプ天元台を宿泊場所に決められたとお聞きしております。

なお、今回合宿された流通経済大学サッカー部は、8月8日から大阪で開催されました第37回総理大臣杯全日本大学サッカートーナメント大会で見事優勝されました。関係者一同その結果に大変喜びを感じ、この取り組みの一層の推進を図りたいと考えたところであります。

次に、市営人工芝サッカーフィールドを利用した企画等があるかについてですが、ただいま計画の段階ですけれども、10月22日に大規模なグラウンドゴルフの大会を米沢市グラウンドゴルフ協会と指定管理者と合同で開催へ向けて準備を進めております。

次に、平成26年7月11日から12日に米沢で開催が予定されています東北地区スポーツ推進委員研修会の現在の状況を御説明申し上げます。この東北地区スポーツ推進委員研修会は、毎年東

北6県で順番に開催されており、来年が山形県が開催年として、米沢市が会場となることが決定されているところであります。東北の各市町村から約1,000名のスポーツ推進委員の方々が参加され、資質向上を目的に、1日目、講演会、2日目、実技研修が行われます。実技研修は米沢の史跡をめぐるウォーキングが計画されております。今後、開催へ向けて米沢市スポーツ推進委員会と密に協議を行い、準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、本市の体育行政において全国大会出場等における補助金について御説明を申し上げます。県または東北大会の予選会を経て全国大会に出場する高校生及びスポーツ少年団が該当し、派遣費補助金を選手またはチームが所属する派遣組織に対して交付をいたします。個人出場の場合は1人8,000円、チーム出場の場合は1人8,000円で16万円を限度とします。また、国際大会出場の場合は、小学生から一般まで該当し、今年度より1人2万円から1人3万円に増額して交付をしております。

最後に、小・中学校の児童・生徒が全国大会に出場した場合の支援についてお答えをいたします。米沢市内の小・中学校に在籍します児童・生徒が県大会以上の各種大会に出場した場合、大会出場に要した交通費、宿泊費、参加費用の合計額のうち、県大会は60%、東北大会は70%、全国大会は80%の額を補助金として交付をしております。なお、平成24年度中に交付した体育関係の選手派遣費補助金額は、小・中学校の合計が約583万円で、延べ829名の児童・生徒に支援を行ったところであります。

私からは以上です。

○島軒純一議長 木村芳浩議員。

○1番（木村芳浩議員） まず、御答弁ありがとうございました。

順を追って2回目の質問をさせていただきますが、オリンピックは夢があるものだと思っ

ております。その夢は、さまざまなものをかなえてくれるものだ。時には人の命をも救うぐらいの感動を呼ぶドラマでもありますし、またそこに携わっている方々、本当に長年、何十年、苦労を重ねてきた思い、これがああいったメディアから通されて、あるいは生で見られる機会があれば、そこに感動という名の宝があるのではないかなと私は思っております。

そうした中で、今壇上からも申し上げましたように、この米沢市にとっては、来年開催されますソチオリンピックに2名の有力選手が今名前が上っているわけであります。今教育長のほうから、出場が決定された際にすぐ検討して、その対策を決めていただくと大変心強い私は支援策を考えていただいてこられたなど。私、この件に関しましてはもう2年前ぐらいから、各委員会あるいは各担当部長のほうといろいろ御相談を重ねながらやってまいりました。

また、きょうは本当に忙しい中、瀧澤君も傍聴に来ていております。彼も本当に今世界を渡っている中で大変苦勞している一選手でありますし、また世界を渡っていますと、各国の選手にも温度差がある。経済大国日本から来ている割には、瀧澤、お前、金ないな、スタッフもないなとばかにされるそうであります。しかし、これは先進国である日本のスポーツ行政に対する取り組みがおくれてきた、あるいは形を変えてきたものと私は考えております。

日本のスポーツのあり方というのは、これまでは体育と言われるものとスポーツと言われるものが区分されないままにスポーツ行政が進んできた経緯があるのではないかと思います。昔は高度成長の波に乗って、東京オリンピックを初めとして、さまざまな企業や産業が日本は進んだ背景がありましたから、そんなにスポーツ選手が資金に困るなんていう時代ではなかったはずだと思うんです。しかし、それが1990年代以降、日本はバブルがはじけて、大手メーカー

がどんどん倒産を繰り返し、そういった中で大手企業はスポーツ選手を雇い入れ、その中で会社の名前をユニフォームに、宣伝広告の中でワッペンをつけたり、そんな企業もだんだん、世界大会を見ていると、少なくなってきたのではないかと思います。それでも、ほとんどの世界大会の会場に飾られている看板は、その多くが日本企業なんです。日本企業でありながら、本当にその人に投資するというものを少しかけ離れて、私は日本のスポーツ文化というものが進んできたのではないかなと思います。

ぜひ、これからこの町で育つ子供たちのために、現役を引退した後も、こういった選手には、米沢のスポーツ行政に対しても、そして各団体に対しても、そういう子供たちのために教育指導を行っていただける逸材だと私は思っておりますので、これは人的投資だと。ほかの地域がやらなくても米沢市が先見的にやるんだと、そういう気概を持って、市長、取り組みに前向きに御検討いただきたいとまず要望させていただきたいと思います。

それから、3番目の、昨年市営人工芝サッカーフィールドがオープンした。今、さまざまな利用状況をお聞きしたわけであります。当初、年間の利用者数が5万人を見込んだ。この時点に来て、もう3万7047名、760団体。こうやって利用していただける、これは大変米沢市にとって大きな財産の一步になって、これからまだまだ楽しい施設ではないかなと思っております。

そうした中で、先ほど合宿誘致の件でちょっと私ひっかかったんですが、流通経済大学といえ、昨年のオープニングでも11月4日に米沢に来ていただいた大変有名な、先ほどもお話あったとおり、全国でも優勝された実績のある大学だと思います。私の中では、合宿誘致というものを非常に結びつけていくこと、これは昨年の9月も申し上げましたけれども、地元の産業、いわゆる宿泊施設、飲食店にいかん人と呼ば

んで地元にお金を落としていただくか、そういう政策をこれから考えていくことが大切なのではないか。今この現代を迎えて、スポーツという産業は、まさに一番早い、言葉は悪いですけども、手っ取り早い、その産業の入り口のきっかけを持っているものだと思っているんです。ですから、このサッカーフィールドができたことによって、実際二、三十団体ぐらい、もう合宿誘致等々の実績が実はもうあるのかなと思っておったんですが、ただいまの教育長の御説明を聞きますと、流通経済大学だけのお名前しか出てこなかった。この結びつきですね。これからの問題でもあります。

合宿誘致に対して、今もお話あったように、県外、東北地区、関東地区からさまざまな大学の方々、社会人を誘致していく中において、これからですよ、これから雪降る前に、この合宿誘致に今お声をかけている、あるいは御予約をいただいている、そういう状況がもしあれば、教えてください。

○島軒純一議長 神田教育管理部長。

○神田 仁教育管理部長 合宿誘致につきましては、今年度は予算成立後に各大学等にPRしたということで、ちょっと出足がおくれた部分もございます。そして、大学のスポーツクラブというか体育団体については、毎年、もう前年度のうちに合宿場所を確保しているような状況でございます。それらを受けまして、本市でも流通経済大学以外に実は1大学、予約が入った段階でございました。ただし、相手の大学の御都合によりまして、ことしは1泊2日だけにさせていただきます。下見も兼ねてということで。来年はぜひ使わせていただきたいというような話もあったところでございます。

そして、今後の取り組みでございますが、8月上旬に新潟県を含む関東地域などの15都県の281の大学に米沢市の合宿誘致の事業の概要等をお送りさせていただいて、PRに努めておるとこ

ろでございます。また、出張等で機会があれば、直接大学に出向くということも考えられるところでございます。

私からは以上です。

○島軒純一議長 木村芳浩議員。

○1番（木村芳浩議員） ありがとうございます。

280近い大学にこれから、これまでも、かなり宣伝をされてきたと思うんですが、私が提案をしたいのは、合宿をされるということは宿泊も必ず伴ってくる。そうすると、市内、例えば小野川温泉、米沢八湯会があるわけでありますが、そういったところとのパッケージプランを重ねて産業に結びつけるということであれば、なおさらいい結果が生まれる。なおかつ、米沢の気候を考えますと冬期間はクローズになりますから、各小・中学校、高校の休みを利用した短期合宿、こういったものも非常に有効ではないかなと考えております。だから、大学・社会人だけではなくて、そういった学校も、大体毎週、いろいろなスポ少でも何でも、練習や大会が続くわけでありますが、その間を利用した短期間の合宿誘致というのも一つのパッケージとして提案をする。そういった中に、米沢市が受け入れるのであれば、さまざまな観光資源のものや食文化なども一緒に提供ができる、そういうサービスというか売り込みを必要としていったほうがいいのではないかなと思うんですが、その辺のお考えはいかがでしょうか。

○島軒純一議長 神田教育管理部長。

○神田 仁教育管理部長 商工会議所内にございます米沢コンベンション協議会のほうのPRパンフレットの中にも米沢市の体育施設を載せていただいております、コンベンション協議会ともそういった部分については、観光、宿泊などについてもタイアップして、よりよい事業にしたいと考えているところでございます。

なお、小・中・高の合宿誘致という部分については、まず今大学の合宿誘致を始めたばかりで

ございますので、今後の研究課題とさせていただきたいと考えております。

○島軒純一議長 木村芳浩議員。

○1番（木村芳浩議員） 研究課題でございますから、5年、10年かかるかわかりませんが、ぜひ前向きに取り組んでいただきたい。先ほど午前中もどなたか言っていましたが、研究はなくなる場合もございますので、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいということを要望いたします。

それから、イベント的なもの、昨年のオープニングでも申し上げました。そういった大きな大会と地元産業とのコラボレーション、そういった中でさまざまな米沢が有する資源であったり先ほど言いました食文化といったものをアピールする機会、こういったものはかなり経済効果が大きいと思っておるわけですが、先ほど10月にグラウンドゴルフ大会の大きなものを考えているということでございますが、やはりサッカーフィールドでございますから、それなりにサッカーに関連したものを行っていく必要があるのではないかなと。昨年も澤穂希選手を引き合いに出して、そういう有名なゲストをお呼びして、華やかにイベントごとはやるべきであるというふうに申し上げたんですが、そういったところまでの計画は現段階ではお持ちではないのでしょうか。

○島軒純一議長 神田教育管理部長。

○神田 仁教育管理部長 まず、完成して1年目ということで、有名選手を招聘してのイベントというところまではちょっと手が回っていない状況でございますが、今年度も4月から東日本サッカー選手権やら東北シニアサッカー選手権山形県大会ということで、約600名とか300名以上の利用者がある大会を誘致していただいているところでございます。これからについても、サッカー協会と連絡を密にしながら、イベントの開催やら大会の誘致、これらに努めてまいりたいと考えているところです。

○島軒純一議長 木村芳浩議員。

○1番（木村芳浩議員） ぜひ、盛り上げていただきたいて、まずは要望させていただきます。

次に、4項目めの、来年度、東北地区スポーツ推進委員の研修大会米沢大会が開催されるわけです。昨年は福島県の猪苗代町で（「ことし」の声あり）ことしでしたか、去年は仙台ですね、開催されて、御紹介ありましたように1,000何名の東北6県からの方々がご集まりいただくわけですが、先ほど残念だなと思ったことは、スポーツ推進委員でございますから、研修をしていただく、米沢のそういう施設を見ていただいたり、もちろんこういう史跡をめぐっていただくことも大変重要な米沢のアピールにはなろうかとは思いますが、やっぱり根本的なところは、米沢のスポーツ事情を逆に見ていただいたほうがいいのではないかなと。特に、今申し上げたようにサッカーフィールドがこうやってできた環境もありますし、そのほかにも、恐らくスポーツ推進委員をやられている方ですと、ほとんどの方がスポーツに携わっておられる。その土地柄の武道であったり、弓道であったり、さまざまなそういう専門分野を見られてお帰りになる方もいらっしゃるのではないかなと思います。特に、ウィンタースポーツであればスキー場の現状を見ていく方もいらっしゃるかとも思われますし、そういった方々のためのプランニングをしていく必要があるのではないかなと。

なぜならば、先ほどから申し上げるように、米沢の産業に結びつける特効薬としてそういったものを活用するべきではないかなというふうに私は考えておるんですが、この内容はこれからまだまだ煮詰められると思うんですが、いかがでしょうか、そういった発想の中での内容構成というものをどのようにお考えになるか、もう一度教えていただければと思いますが。

○島軒純一議長 神田教育管理部長。

○神田 仁教育管理部長 これまでの東北地区の研修会について、定番のようになっておりますが、初日はやはり講演会等が中心で、あとアトラクション、その後、交流会。翌日が実技等を含めた研修となっております、今年度の福島大会では、家庭バレーボールやウォーキング、あとカローリングなど、そういった実技の研修も行われているということで、本市においても史跡のウォーキングというものも含めまして、これから煮詰める部分はまだまだございますので、スポーツ推進委員の方々と密に協議を進めて、よりよい大会にしていきたいと考えております。

○島軒純一議長 木村芳浩議員。

○1番（木村芳浩議員） ぜひ、こちらも内容、発想、アイデアをどんどん出していただいて、米沢らしさのアピールができる場にしていただきたいということをまず要望させていただきます。

それから、壇上ではちょっとお聞きしなかったんですが、2項目めの社会体育施設の老朽化改善策、あるいは改修予定ということで、ちょっと切り込んだお話をさせていただきたいと思っております。

まずは、米沢の体育施設、スポーツ施設、これは平成4年のべにばな国体が開催されました以降、ほとんどのところが、それ以降、老朽化を迎えたり破損を招いていたり、あるいはフェンスが壊れていたりブロックが壊れていたりというところが大変多く見受けられております。

そうした中で、例えば野球場は、皆川球場、それから西部球場、八幡原球場と、今でも小さいスポ少から社会人まで幅広く御利用いただいているわけですが、プロ野球もそうですが、ルールの表示改正が野球の場合はなされました。特に、アウト、ボール、ストライクという表示が、昔ですとS、B、Oという一つの表示だったんですが、今はB、S、Oという一つの世界基準に変わっております。そうすると、米沢の

球場はいまだに、いまだにですよ、その表示スコアが変わっておりません。今、県内でも、置賜で言えば小国町、飯豊町がもう変えております。高畠町や南陽市も今変えるように動いております。先日、新庄におきましては、何十年ぶりかで電光掲示板に有機ELの照明を使って、7,000万円で新しくしたということであります。

そうしますと、県内の社会人野球も学童も、大会を誘致する上では、これから先、球場施設はそれなりにあっても、そういった表示一つ変わっていない現状ですと、大会誘致に大変大きく響いてくるのではないかなと私は思っております。

そうしますと、皆川球場、これも米沢出身の皆川睦雄さんが200勝を上げられて、米沢市では市民栄誉賞を贈って、そしてあの球場の名前が皆川球場になった、この歴史がございます。そうした歴史のある場所ですら、なかなかスポーツ行政の中において改善、改修が行われていない。これはどういうことなのかなと非常に私は疑問に思うわけであります。まずはこういったところから。

べにばな国体から約20年たってまいりました。野球場だけに限りません。これはほかのことに言えるんですが、まずは野球場のスコアボードの改修について、どのようなお考えを持っていच्छるか、お伺いしたいと思います。

○島軒純一議長 神田教育管理部長。

○神田 仁教育管理部長 議員の御質問にありますとおり、表示の改正等がありまして、本市の場合は現在まだ改修していないところでありますが、変更する時期に来ているものと理解しております。

ただし、八幡原野球場と西部野球場については一定程度の改修が見込まれるんですが、皆川球場につきましては、あの電光掲示板全体のプログラムの変更等々もありますし、さらにはあそこの施設の電球、ああいったものの修理する際

の部品等もかなり少なくなっているという部分もございますので、皆川球場については一定程度の大規模改修が必要ではないかと考えているところでございます。

以上です。

○島軒純一議長 木村芳浩議員。

○1番(木村芳浩議員) 部長からそう言われると思ひまして、私、調べてまいりました。これでどれくらいかかるのか。例えば、点数板、スコア板、アンパイア、両チームの表示まで、これをしたらどれくらいかかるのか。7,000万円あります。たった7,000万円です。「たった」ですよ。たった7,000万円でできるんです。米沢市にとって7,000万円なんて、すぐ出せますね、市長。これまでの政策の補正予算を見ると、7,000万円なんて安いものだかと私は感じているのであります。

ですから、例えば西部球場にしても八幡原野球場にしても、確かに西部球場は昭和25年につくって、もう60年です。市長おっしゃいます、「100年後も誇れる施設」とよく言っていच्छやいました。ただスコアボードをするだけで、大体300万円だそうです。こんなもの、すぐつきますね、これ。300万円だそうです。5億も6億もかかりません。かからないんです。だから、これ、すぐできるんです。それは、どれくらいスポーツに対しての意識を市長を初めとして執行部の方がお持ちになっているかというところをはかられると思うんです。ぜひ、これも早急に進めていただきたいということを提案します。

第2に、次は北村公園です。北村公園に今、テニスコートがあります。これは土の面でできたテニスコートで、今実際、小学生、中学生、高校生が硬式のテニスの試合をやれないそうあります。これは、テニス連盟から土の上でのテニス競技は認められないとなりまして、今子供たちは米沢市外のところで試合をやっているそうあります。この現実はお存じでしたか。

○島軒純一議長 神田教育管理部長。

○神田 仁教育管理部長 テニスの面数が少なくても県大会等は開けないというのはお聞きしているところでございます。

○島軒純一議長 木村芳浩議員。

○1番（木村芳浩議員） コートも、もう変わったそうです。コートもある程度全天候型にならないければ、その基準として認められないコートである。あそこも実際今4面ありますが、あと2面ふやして6面にしたらどうですか。これも長い間、テニス関係の方から要望が出されているともお聞きしております。それを全天候型にした場合、どれくらいかかるのか。大体1面800万円から1,000万円だそうです。6面つくっても6,000万円までかかりません。市長、安いものです。ぜひ、御検討していただきたいと思います。

それから、市営プールです。市営プールの飛び込み台です。これは本当に平成4年のべにばな国体から何ら変わっておりません。変わっておりませんよ。今の基準で言うと、これちょっと写真を撮らせていただきましたけれども、こういう。今ほとんどどこの国体でも、全国大会でも、世界大会でも、こんなフラットのスタート板を使いません。これ20年使っているそうです。よくこれで計測が正確に出るものだなと。いや、そういう大会は今誘致できませんよ、こういうお話であります。

こういったスポーツの大会に影響が出るんです。私、先ほどからスポーツは産業だと。1大会、1種目、この米沢で全国大会、東北大会が開かれますと、何千人ものお客様をお迎えできる。そのたびに米沢は潤うんです。だからスポーツが身近な産業だということを申し上げているんです。

これもそうです。これはプール8コースあるうち、両方つけますから16個、これ1つ100万円だそうです、1,600万円。市長、1,600万円です。ぜひ、すぐ行ってください。本当に要望させて

いただきたいと思います。

ですから、本市におけるスポーツと産業を結びつけていく、ここには本当に身近な取り組みで、簡単な取り組みで、産業を興せるということです。まちを元気にする素材が埋もれているということなんです。金を生まないものにお金を投資しても市民は何も喜びません。総額にしたって2億ちょっとです、市長。この経済波及効果で、もとなんかすぐとれますよ。すぐとれます。何ならコンサルタント1人雇っても、すぐとれます。3年でとれると思います、2億、3億なんていうのは。改修された以降からは、税収として上がってくるわけです。こういったことの取り組みが米沢市を底上げしていくんじゃないでしょうか。市長、その辺についてお考えをお聞かせください。

○島軒純一議長 安部市長。

○安部三十郎市長 本日の御質問について、大変有意義な御質問が次々出されて、感心してお聞きをしております。そして、教育委員会のほうでスポーツ全体のハードの整備、そしてオリンピックを初めとするソフトの整備、そういうことでお答えを教育委員会でいたしておりますので、私への御質問ですが、十分に参考意見としてお聞きをさせていただきたいと思います。

○島軒純一議長 木村芳浩議員。

○1番（木村芳浩議員） 参考で終わられても私は困るんですが、これは本当に一番近い産業の政策だと思います。スポーツを、利用するという言い方は大変誤解が生まれますので言いませんが、このまちの底上げをするには一番近い近道であるということです。そして、こういうスポーツ施設は、いずれ必ず手をつけなければならないときが来るんです。必ず来ます。数年前、陸上競技場を変えました。今回サッカーフィールドをつくりました。必ず来ます。必ず来ますよ、このツケは。今全国がそうなんです。老朽化を迎えているんです。さまざまな大会誘致や

国体があったり全国大会があったりして。大都会はいいんです。大都会は。資金が集まるから。

こういったものを進める上で、日本スポーツ協会でやっているスポーツ振興くじ *t o t o* の、ああいった助成金は、毎年全国から募集されています。ぜひ、こちらも。中身は、3分の2、あるいは4分の3、5分の4、助成率が高いです。こういったものを多く活用していく必要性があるのではないかと思います。

ですから、米沢市の皆さん、ほかの行政体もそうなんです、必ず財政難を理由にするんです。財政難、お金がない。お金がないなら、お金をつくる発想で政策を進められればいいんです。これはお金を生む政策だと私は思っているんです。図書館はお金を生むんですかねといつも思うんです。でも、それはそれなりの価値と必要性が求められたからこそ、これから建設が始まろうとしている。私は、そういった施設と産業が結びついていく施策こそ今求められている時代であると思っています。

最後にお聞きいたしたいんですが、今高齢化が進んで、と言ったら大変申しわけないかもしれませんが、グラウンドゴルフ、パークゴルフ、ゲートボール、こういったものが米沢市でも本当に多くの方が携わっておられます。昨日も違う議員のほうから若干質問が出ておったようですが、八幡原公園の向かい、ヘリポートの脇、ため池を今埋めて、これから市民から要望のある市営パークゴルフ場というものを一応考えの一つとしてある。これも関係機関から大変長く要望されてきたともお聞きいたしております。ことしに限りましては、その前にある八幡原公園を、仮設的にコースをつくって、市営パークゴルフ場ができるまで、そこを利用させていただきたいという旨でお話が進んで、御利用いただいているという状況のようですが、近い将来、さっきもお話があったように、その3ヘクタールある土地を要望があった市営パークゴルフ場

として進んでいく可能性といいますか現実性といいますか、どれくらいまで中身が決まっているのか、お聞きしたいと思います。

○島軒純一議長 神田教育管理部長。

○神田 仁教育管理部長 パークゴルフ場につきましては、昨年度、関係部署と協会の方々でいろいろなお話をなされた経過がございます。そういった中で、八幡原の調整池に整備してはというような御意見も出たということをお聞きしているところでございまして、パークゴルフ場の整備等につきましては27年度まで埋め立てがかかるというような内容とお聞きしております。

パークゴルフ場の整備につきましては、次期まちづくり総合計画の中へ組み込みながら検討しなければならぬと考えております。

○島軒純一議長 木村芳浩議員。

○1番(木村芳浩議員) パークゴルフ、グラウンドゴルフ、高齢者の方々、本当に多いです。高齢者の方々がこの日本を築いてこられたんだなと思いますと、そういった要望にはいち早く応えていかなければなりませんし、先ほど来申し上げていますように、スポーツの人口がふえれば他地域との交流もふえ、そしてそこに人が集うということが産業を生むんだということにひとつ政策の柱を置いていただいて、今後前向きに、早急に、スピード感を持って進めていただきますことを要望して、質問を終わります。

○島軒純一議長 以上で1番木村芳浩議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

再開を2時10分といたします。

午後 1時57分 休 憩

~~~~~

午後 2時10分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に進みます。

一つ、防災拠点としての学校の役割について外  
1点、14番齋藤千恵子議員。

〔14番齋藤千恵子議員登壇〕（拍手）

○14番（齋藤千恵子議員） 一新会の齋藤千恵子  
です。

暑い暑いと言っていた夏でしたが、季節は瞬く  
間に実りの秋となりました。「暑い暑いと文句  
を言うな、夏は暑いものだ」、そんな古きよき  
言葉が通用しないほど、都市部では60年代まで  
はごくまれだった真夏日が今では年間60日を超  
えて、いまだかつてない猛暑が日本中を襲った、  
そんな夏でした。全国の複数の地点で40度以上  
の気温が観測され、8月12日には高知県四万十  
市で41度を記録し、国内最高記録を更新したこ  
とは皆様の記憶に新しいことと存じます。

また、急に曇った黒い雲に稲妻が走り、バケツ  
をひっくり返したような激しい雨が降るゲリラ  
豪雨、ことは全国的に多発しており、県内でも  
7月に大きな被害に見舞われてしまいました。  
また、8月には、お隣秋田県、岩手県を中心と  
した大気不安定による記録的な大雨など、そし  
て一方、そのころ太平洋側と沖縄・奄美では、  
少雨が続いておりました。

世界的に見ても、ことは世界各地で異常気象  
の年明けと言われるほど、異常気象傾向が続い  
ております。

前置きが長くなってしまいましたが、このよう  
に地震だけでなくさまざまな災害がいつこの米  
沢を襲うかもしれないという大いなる危機感を  
持って、質問に入らせていただきます。

まず、大項目1、防災拠点としての学校の役割  
について質問いたします。

初めに、避難所としての小・中学校の現状と課  
題についてお尋ねいたします。

全部で65カ所ある米沢市指定避難場所、その中  
で小学校23カ所、中学校8カ所、高校・山大・  
米短・養護学校9カ所、つまり学校関係で40カ

所が避難場所として指定されています。全国的  
に見ても、公立学校で避難場所に指定されてい  
る学校数は3万3,670校で、公立学校全体の約  
89%を占めています。文部科学省は平成23年7  
月、「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設  
の整備について」と題する緊急提言をいたしま  
した。この提言では、学校が災害時に応急的に  
避難場所としての重要な役割を積極的に果たす  
必要があるとして、今後の学校整備に当たって  
は、教育機関のみならず避難場所として必要な  
諸機能を備えておくという発想の転換が必要で  
あるとしています。

そこで、本市における学校施設の防災機能の現  
状について、まずお尋ねいたします。

東日本大震災から間もなく2年6カ月がたとう  
としています。この現在、避難所に指定されて  
いる学校施設の防災機能の整備状況はどうなっ  
ているのか、お知らせください。

特にその中で、平成17年から休校になっている  
三沢東部山梨沢分校、関根小学校板谷分校、赤  
崩分校、南原小学校李山分校も指定避難所にな  
っているのですが、果たして現在、避難所とし  
ての機能を果たせる状態なのでしょうか。甚だ  
疑問です。なぜなら、例えば南原小学校李山分  
校では、3年ほど前までは市内小・中学校の使  
わなくなったコンピューターが教室を占領して  
おり、現在も発泡などを1室に積み上げている  
状態で、しかも水も電気もなく、土地は低い。  
こういった条件の休校も避難場所と指定されて  
いること自体、もう一度検討の余地があると思  
いますが、いかがでしょうか。

6月に成立した災害対策基本法改正に伴い、本  
市においても教育施設を画一的に決めた指定避  
難場所の見直しが行われると思いますが、この  
点についてもお答え願います。

次に、学校の防災機能強化についてお尋ねいた  
します。

東日本大震災は、学校は教育の場であることは

もちろんですが、教育の場だけでなく、大規模災害時には避難場所として防災拠点として、地域コミュニティの拠点として、重要な役割を担うことが明白となりました。既に多くの地方公共団体では、防災機能向上のための取り組みが進んでおります。例えば、施設面では、市の総合計画に基づき、広域避難場所である小・中学校に防災倉庫を設置した岐阜県多治見市、プールに緊急給水システムを設置して、プールの水を非常時に生活用水や飲料水として使用する徳島県吉野川市、国土交通省の上下水道地震対策緊急整備事業補助金を活用して、学校に下水道管を利用した仮設トイレを設置した兵庫県神戸市など、全国的に防災機能向上のための取り組み事例が数多く見受けられます。

現在、米沢市では市全体の備蓄品を各コミセンなどの備蓄倉庫に分散して保管する方法ですが、米沢市の指定避難場所である各小・中学校には防災倉庫はなく、万が一の災害時、道路も通れる保証のない中、果たして各地区のコミセンだけに保管しておく今の方法で大丈夫なのでしょうか。甚だ不安です。市当局は以前、「備蓄品の配備については、現段階では学校施設への配備がなされていないので、避難所となる学校などにおいても保管場所の確保について今後教育委員会との協議を図りながら、今後の備蓄計画の強化に向けて、そのあり方を考えていく」と答弁していらっしゃいますが、以前要望した発電機は各学校に備えたことは報告いただいておりますが、その他の部分については、どこまで進んでいるのでしょうか。裏づけとなる予算措置はあるのでしょうか。お尋ねいたします。

また、防災機能の向上が促進されない要因を把握、分析し、必要な支援策などを検討していますか。あわせてお尋ねいたします。

次に、学校避難所運営マニュアルの作成について質問いたします。

本市の防災計画、そして以前の答弁においても、

各学校において地域の実情を踏まえた災害時対応マニュアルを作成することは非常に重要であるという認識をお持ちのように受けとめておりますが、いまだ作成に至っていないのはなぜですか。このように緊急を要し、かつ重要なことを、しかも地域としっかり連携しなければ不可能なことを、なぜ進めないのか、お答え願います。

米沢市避難所マニュアルはあるものの、この学校避難所運営マニュアルを作成し、これを学校、町内会などの自主防災組織、地域住民に徹底した周知を図れば、学校は教育活動の早期再開や児童・生徒の指導や心のケアへの対応なども可能なこととなると思います。他市を見れば、山形市みはらしの丘小学校では「避難所運営マニュアル平成25年度版」を作成し、学校を初め地域の皆様にも周知を図り、しっかり災害に備えた体制づくりをしています。

災害時に応急的にしろ避難所となる小・中学校、その避難所の運営を円滑に行うためには、事前に具体的な運営方針を定めて、関係者の共通理解を得ることは不可欠です。市の防災担当、教育委員会、学校施設管理者、そして町内会長を初めとする地域住民が共通理解し、地域の実情に即した組織、マニュアルをつくり、非常時に機能することが肝要なのです。

東日本大震災では、最大500を超える学校が避難所となったのです。学校は、児童・生徒などの安全確保や安否確認とともに、学校に避難する住民への対応に当たらなければならず、混乱が生じた学校が少なくない聞いております。学校を避難所として使用するに当たってのルールづくり、このことを徹底することにより、一日も早く本来の学校教育活動の早期再開に向けて、できるだけ速やかに、本来の教育施設としての機能回復に取り組むことが可能になるのです。そのことは当局としても十分認識しているはずなのに、なぜ進まないのでしょうか。担当

である危機管理室と教育委員会がしっかり連携して取り組めば可能なことと思いますが、何か進まない要因でもあるのでしょうか。その点もお答え願います。

私は、地域密着型教育推進の趣旨からも、地域防災に関して学校が家庭・地域社会との関係の緊密化を図ることは地域コミュニティの核としての学校の活性化を推進していくことにつながると強く思いますが、担当である危機管理室と教育委員会の連携が余りにもなっていない事実を鑑みると、危機感の希薄さではないかと思いますが、いかがですか。この点についてもお答え願います。

次に、市民の防災意識の向上に向けての取り組みについて伺いいたします。

本市の防災資機材備蓄に関する基本的な考え方、すなわち基本は市民の備蓄であり、市は補完的であるとする、つまり避難生活に必要な食料や飲料水などの物資は基本的に家庭や地域で確保するものという考え方です。しかしながら、現在、多くの市民の皆様がこの本市の基本的な考え方が周知しているとは思えません。まず、各家庭における備蓄品の確保、つまり各家庭で最低限確保しておく備蓄品、非常用持ち出しについて、さらにどこに逃げればいいのかも含めて、徹底した周知をまず図るべきと考えますが、どこまで進んでいるのか、具体的にお知らせください。

本市では以前より出前講座や広報などで周知に努めているとの答弁でしたが、被災経験のない米沢だからこそ、この平和なときだからこそ、もっと危機感を持って、市を挙げて取り組むべきと考えますが、以前とお考えに変わりはありませんか。

我が国は地震国であり、大規模災害・大規模地震はいつでもどこでも起こり得ることを考えれば、道路が通常的に通行できなくなる大規模災害発生を想定しても、いつ起きても不思議ではない

のに備えができていないことが問題なのです。

先日9月1日は防災の日でした。関東大震災から90年の節目となることし、大震災などを想定した訓練が各地で行われました。宮城県では住民が参加しての訓練は3年ぶりとのことでしたが、大規模な訓練を行っておりました。川崎町が震度7という想定で、倒壊の家屋からのけが人の救出、ヘリを使った救出など、大勢の住民の方々が真剣に訓練をしているところを見ました。みずからの命は自分で守る、そのためには子供から御年配の方まで、そして体の不自由な方や障がいを持った人ももちろん、誰一人としてけがなく、被害も最小限で済むように、早急に真剣に防災に取り組むことが生きている私たちの責務であると考え、当局からの真摯な答弁を期待するものです。

次に、大項目2、社会体育の充実を図る取り組みについて質問いたします。

初めに、生涯スポーツの普及と定着についての本市の施策について伺いいたします。

生涯スポーツの普及においては、県内の総合型地域スポーツクラブは平成24年で34市町村に、準備のものも含めて62クラブが創設されています。本市においても4つの総合型地域スポーツクラブが活動しています。県内の市町村におけるクラブ設置率は、35市町村のうち34市町村で、97.2%と全国的にも高い数値であり、この面ではスポーツ環境は整いつつあると言っても過言ではないと思います。

本市においても、国の定めたスポーツ基本法にのっとり、さまざまな条例や規則の整備を行っておりますが、いまだスポーツ振興、生涯スポーツの普及と定着に関する根本的な計画は策定されておりません。その地方の実情に即したスポーツの推進について、きちんとした計画が必要なのではないでしょうか。

そこで、伺いいたします。米沢市スポーツ推進計画を平成25年までに策定する予定とお聞き

しておりますが、その進捗状況についてお知らせください。

本市においてもスポーツ基本法の理念を具現化し、今後の本市における具体的なスポーツ施策を早急に推し進めるべきと考えますが、具体的にお知らせください。

私は、スポーツ推進計画は、市や関係団体・関係機関などが一体となって施策を推し進めるための重要な指針と認識しており、一日も早い策定を望むものですが、その点についてはいかがでしょうか。

次に、社会体育施設の整備についてお伺いいたします。本市には現在20のスポーツ施設がありますが、施設の老朽化が進む中、多くの競技団体が施設拡充、施設整備の拡充など、長い間にわたって要望や陳情書も提出し、悲願となっておりますが、人工芝サッカー場以外は、いまだ実施されていないのが現状です。人と人との交流、地域と地域との交流促進、そして何より次代を担う青少年の健全育成を願うとき、施設の充実を避けて通れない課題ですが、施設の整備・充実について今後の具体的整備計画をお知らせください。

次に、米沢市体育協会の法人化について質問いたします。地域スポーツの値打ちを問われている現在、米沢市体育協会はスポーツ振興の中核を担う団体として、さまざまな事業を展開し、市民の生涯スポーツの普及・促進や地域の一体感・活力を醸成し、豊かな地域社会の実践に向けて、長い間、大変御尽力いただいている団体と認識しております。このたび、国の公益法人制度改革に伴い、財団法人への移行と伺っておりますが、どのような形で法人化が進んでいるのでしょうか。法人化することのメリットについてもお知らせください。

最後の質問に入ります。スポーツ推進委員と社会体育指導体制についてお尋ねいたします。

スポーツ推進委員は、今までの任務に、さらに

地域住民のニーズを踏まえたスポーツのコーディネーターの役割が追加されました。現状では、実技指導や、市が実施するスポーツ事業の企画、立案、運営などの業務は実施されているものの、総合型クラブの創設や運営への参画、スポーツ全般にわたるコーディネーターなどの取り組みは、まだ不十分のように見受けられます。十分な活動をしていく上での予算措置はなされているのでしょうか。

スポーツ推進委員をコーディネーターとした社会体育指導体制についても、あわせてお答えください。

以上、壇上からの質問を終わります。

○島軒純一議長 安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいまの齋藤千恵子議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、市民の防災意識の向上に向けての取り組みについてお答えします。その他につきましては部長よりお答えします。

防災においては、自分の身は自分で守る自助、地域や身近にいる人同士で互いに助け合う共助、公的機関の公助と、それぞれ役割分担があります。この点を踏まえ、災害時における被害を最小化するためには、市民の防災意識の向上がとても大切なことだと認識をしております。

本市では、これまで広報よねざわや市ホームページへの防災関係の記事を掲載してきているところですが、あわせて市民の皆様に直接説明をする鷹山大学の「防災の基礎知識講座」の開催やまちづくり出前講座による防災意識の向上に向けて普及啓発活動に努めてきたところであります。このような啓発活動の結果、市内の自主防災組織の組織率についても一定程度向上してきているところではありますが、まだ各家庭単位にまで十分に浸透しているとはいいがたい状況です。飲料水や非常食についても、行政による備蓄だけでなく各家庭での備蓄もお願いしたい

と思います。

本市は、羽越水害以降、豪雪以外には大きな災害に遭っていないことから、市民の防災意識については多少希薄なところがあることも否めません。このことから、自主防災組織のリーダーによる防災意識の普及啓発活動とともに、市総合防災訓練への児童・生徒の参加や各コミュニティセンター事業の子供向け防災キャンプなど、子供の時代から防災を考えてもらう試みも今後行っていきたいと考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 須佐総務部長。

〔須佐達朗総務部長登壇〕

○須佐達朗総務部長 次に、1項目めの防災拠点としての学校の役割についてのうち、(1)から(3)につきましてお答えいたします。

初めに、(1)避難所としての小・中学校の現状と課題について、それから(2)の学校の防災機能強化、学校の防災機能はどうなっているのかにつきまして、関連しておりますので、まとめてお答えいたします。

避難所の機能につきましては、さまざまな機能が必要になるところでございます。生命安全保障、それから生活の場所、これは就寝、安息といった場の提供などでございます。それから、プライバシーの確保も含まれます。そして、水、食料、物資の提供。そして、健康の確保、衛生的環境の提供、これはトイレ、入浴、ごみ、さらには保健・衛生の確保としての機能などが求められる機能ということになります。このように、避難所にはさまざまな機能が必要になりますが、建物の耐震化とともに、特にライフラインが寸断した場合を想定する必要があることから、トイレ、電気、水、ガス、情報伝達の手段などの機能を保持するための対策、これが重要になるものと考えてございます。

避難所は地震だけに対応するものではありませんが、特に東日本大震災を教訓に停電時におけ

る非常用電源の確保の必要性を感じたことから、平成24年度におきまして非常用発電機、それから照明となる投光機、携行缶、電源の延長コードなどについて、学校にも整備を行ったところでございます。

また、現在コミュニティセンターにだけ備蓄用の倉庫を整備しているところでありますが、今年度から学校においても年次的に備蓄用の倉庫を整備していくこととしております。今年度は、三沢東部小学校、三沢西部小学校、それから第七中学校の3カ所に整備を予定しているところでございます。予算措置の御質問もございましたが、予算措置をしているところでございます。今後とも、避難所としての機能を充実させていくよう年次的に整備を図り、学校の防災機能の強化に努めていきたいと考えているところでございます。

なお、食料や飲料水などは、基本的に自助、共助として、家庭や地域での備蓄をお願いしているところであります。避難所におきましては一定の食料や飲料水が必要であるということは認識しておりますが、事前に全ての避難者分を買いそろえておくのは現実的ではございません。したがって、協定を締結している協定先から食料等を調達する流通在庫備蓄によって対応したいと考えてございます。

なお、指定避難所につきましては、地域の現状等を勘案しながら一定の基準を満たす施設を指定避難所として指定するものであり、今回、国において今月中に指定の基準等を定める政令、これが交付されるということですので、この部分についても注目していきたいと思っております。

次に、(3)の学校避難所の運営マニュアルの作成でございます。本市では、御指摘のとおり、避難所運営マニュアルにつきましては平成21年2月に作成したところであります。基本的には、このマニュアルによりまして避難所を運営する



こととしているところであります。学校においては、これまで施設の鍵の取り扱いなど学校が避難所となる初動体制における対応について確認をしてきたところであります。そして、東日本大震災を教訓に、地域防災計画をことしの3月に改定したところであり、この改定を受けまして、初動の対応からさらに踏み込んだ避難所運営全般に係る学校の避難所運営マニュアルにつきましても整備する必要性を感じているところでございます。学校長からも具体的な避難所運営マニュアルの作成要望もいただいております。そういったこともありまして、学校それから教育委員会と連携を図りながら、これから学校避難所運営マニュアルの作成に取り組んでいきたいと考えております。

なお、最後になりますが、マニュアル作成等が進まない理由は危機感の希薄さからかという御指摘もございましたが、決してそうではございませんので、今後連携しながら取り組んでいきたいと考えているところでございます。

私からは以上です。

○島軒純一議長 原教育長。

〔原 邦雄教育長登壇〕

○原 邦雄教育長 私からは、齋藤千恵子議員の御質問のうち社会体育の充実を図る取り組みについてお答えをいたします。

初めに、生涯スポーツの普及と定着について、米沢市スポーツ推進計画の策定の状況について、御説明を申し上げます。

昭和36年にスポーツ振興法が制定されてから半世紀が経過し、スポーツに対する意識の変化やニーズの多様化等で、スポーツを取り巻く環境は劇的に変化しました。こうした流れの中、国はスポーツ振興法を前面改正した「スポーツ基本法」を平成23年8月24日に施行しております。同法では、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人の権利であるとし、その達成の一つの手段としてスポーツ基本法第10条

で、地方公共団体においては、国のスポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとしております。

本市としまして、平成24年3月30日に告示された国のスポーツ基本計画及び平成25年3月に策定されました山形県スポーツ推進計画「スポーツ山形ドリームプラン」を参考としながら、現在、本市のスポーツ推進審議会にお諮りし、米沢市スポーツ推進計画の策定を行っているところであります。これまで米沢市スポーツ推進計画の審議は2回行われており、今後2回の審議をしていただいた後、中間報告及び答申、市民の皆様へのパブリックコメントを行った後、平成26年3月の策定を予定しております。

続いて、米沢らしい特徴のある推進計画となっているのかについてお答えをいたします。また、市民に対してどのように普及周知を行っていくのかについても、あわせてお答えいたします。

現在策定中でありますので、あくまでも決定ではなく、計画案として話をさせていただきます。

本市では、平成4年のべにばな国体時にスポーツに対しての関心が高まり、市民ボランティアの協力を初め、競技力の向上や新たなスポーツ種目に挑戦するなど、スポーツ活動が非常に充実したものとなりました。現在の本市の状況は、平成4年のべにばな国体によって一定の効果は得られたところであり、今後スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営み、子供から高齢者まで全市民が精神的充実感を得られるよう、本市スポーツの現状と課題を的確に把握し、地域特性と実情に応じたスポーツの推進に関する計画となるよう進めているところであります。

なお、本市の特徴と言える3世代家族でスポーツに親しめるニュースポーツ、ドッチビーとかスポーツ吹き矢、グラウンドゴルフなどの企画や、豪雪地帯を生かしたスポーツ活動の普及などを織り込みたいと考えております。ドッチビ

一というのは、フリスビーを使ったドッジボールということだそうです。

また、策定後の米沢市スポーツ推進計画をどのように市民へ周知し普及させるかですけれども、ホームページや広報等の活用を初め、米沢市体育協会を初めとする関係団体、米沢市スポーツ推進委員及び各地区コミュニティセンターの御協力も得て周知を図ってまいりたいと考えております。

続いて、体育施設に対しての多くの要望があるが、それに対しての具体的な計画があるのか、また一つずつでも進めていく計画はないのかについてお答えをいたします。

これまで体育施設に関する新規の施設要望は、砂入り人工芝テニスコート、パークゴルフ場、ソフトボール場、グラウンドゴルフ場、屋外バスケットコート、屋内運動場の増設、クレー射撃場、乗馬施設、新総合体育館等の要望がありました。また、既存の施設の整備として、御成山ジャンプ場のサマージャンプ設備設置、多目的屋内運動場の芝の張りかえ、武道館への暖房設備設置、皆川球場のスコアボード改修、北村公園テニスコート及び八幡原緑地テニスコートの砂入り人工芝への改修、陸上競技場の夜間照明設備設置等の御要望をいただいているところであります。

議員がお述べのとおり、一つずつでも御要望にお応えしていくように考えておりますが、これまでの議会の答弁の繰り返しとなりますけれども、既存施設の老朽化もありますので、本市体育施設の整備計画の中で優先順位を踏まえた上で、米沢市まちづくり総合計画の中で検討してまいります。

次に、体育協会を法人化することのメリットと、いつまでに法人化するのかについてお答えいたします。

米沢市体育協会は昭和23年に設立され、本市スポーツ界の母体として現在、競技団体33、地域

団体17、学校団体3、スポーツ少年団65団体が加盟しており、米沢市におけるスポーツの振興、市民の体力向上並びにスポーツ精神の高揚を図ることを目的として活動しております。

また、その目的を達成するために、市民総合体育大会やスポーツ教室の開催、国体派遣に関すること、体育指導者の育成に関すること、体育功労者や優秀な選手の表彰などの事業を行っております。

県内の体育協会で既に法人化を行っているところは、山形、村山、東根、新庄、鶴岡、酒田、南陽の各市であります。

現在、米沢市体育協会も法人化に向けて準備を進めておりますが、法人化することのメリットとして、次の効果が挙げられます。法人としての権利の主体を明確にできること、組織の強化や透明性が増し、社会的信用が高くなること、賛助金等の財源確保が期待できるほか、自主事業の充実が図られることなどであります。これらの好循環が生まれることにより、今以上の体育協会組織の充実が図られると考えております。

今後のスケジュールですが、9月中旬に法人設立準備委員会を立ち上げた後、26年度中の設立を目指しているところであります。

最後に、スポーツ推進委員の現状とあるべき姿とのギャップというふうなことでお答えをしたいと思います。

スポーツ基本法第32条にスポーツ推進委員の職務及び任務が記載されております。市町村におけるスポーツの推進にかかわる体制の整備を図るため、スポーツ推進委員を委嘱し、スポーツ推進委員は市町村のスポーツ推進のための事業の実施にかかわる連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技指導、その他助言を行うものとなっております。

現在の米沢市スポーツ推進委員は29名。地区推薦が17名、市推薦が12名であります。任期は2年間となっており、スポーツ推進委員の皆様は

スポーツに対する熱意とその能力にすぐれている方ばかりと感じております。

これまでの体育指導委員の職務は、スポーツイベントのお手伝い的なことが多くありました。しかし、現在、多種目のスポーツ教室の実施やサークル活動の増加により、スポーツを行う住民のニーズも多様化し、スポーツ推進委員に対する住民の期待も大きくなっております。これからは、行政と住民のパイプ役として、行政側で進めるスポーツ推進と地域のスポーツに対する要望や意見を調整し、地域住民が分け隔てなくスポーツに触れてもらう環境づくりを担ってほしいと考えております。そのためにも、スポーツ推進委員の皆様への支援策として、能力向上を図るための各種研修会への参加支援や活動に伴う費用の一部を報償費として支援するなどを継続してまいりたいと考えております。

さらには、市民の皆様にはスポーツ推進委員とはどのような方たちで、どのような仕事をされているのかをさらに詳しく知っていただくために、今年度より体育振興担当のホームページ上でスポーツ推進委員についての説明を掲載させていただいております。なお、今後も多くの市民の皆様にはスポーツ推進委員の活動を御理解していただくためのPR活動を行ってまいります。

私からは以上です。

○島軒純一議長 齋藤千恵子議員。

○14番(齋藤千恵子議員) 御丁寧な御答弁ありがとうございます。

大項目1と2逆になりますが、先に2のほうからお尋ねいたします。

社会体育施設の整備について、先ほどの木村議員の御答弁のところでもお答えになっていらっしゃいましたが、例えばソフトテニス一つをとっても、砂入り人工芝でなければ県大会以上の大会は開けない、だから何とかしてくれという長い間の陳情や要望が出ていると思います。できれば6面、可能なら8面ですが、最低限6面

が欲しいという要望ばかりでなく、日本における公営コートはほとんど砂入り人工芝コートです。そういう御認識をぜひ持っていただいて、「老朽化が進んでいるので現状の」ということはよくわかりますが、市民要望というのも順序立てて優先順位をつけて、ぜひ真剣にお取り上げいただきたいと思います。そのことについては、まずもって強く要望いたします。

次に、一番最初の防災拠点としての学校の役割のところについてでございますが、私が先ほどいろいろ質問した中で、危機管理室と教育委員会が事防災に関して連携がなっていないと強く思ったのには、わけがあります。それは、休校になっている分校の現状を危機管理室にお尋ねしたとき、危機管理室では、休校になっているとはいえ教育施設だからわからない、教育委員会に聞いてくれという答えでした。「米沢市の指定避難所になっているんですよ」と再度お尋ねいたしましたが、答えは同じでした。さらに言えば、学校避難所運営マニュアルについて、なぜ進まないのかとの聞き取りに至っては、校長会にも教頭会にも言っているのですが、学校が云々と、まるで策定が進んでいないそのわけは学校側に責任があるかのような発言でした。後日、教育委員会からは、学校避難所運営マニュアル策定については危機管理からは何も指示されていないという返事でした。結局、危機管理室の勘違いということでしたが、このような人の命にかかわる大事なことをこの程度の認識で済ませてよいのでしょうか。

大震災から2年6カ月もたった現在も一向にこの策定が進まないのはどうしてですかという聞き取りに対しても、いろいろやるが多くて云々という返事でした。そのような危機管理の希薄さでよいのでしょうか。この点について、市長に御答弁をお願いしたいと思います。

○島軒純一議長 安部市長。

○安部三十郎市長 組織上、いきなり、要するに担

当事者がそのような対応をしているわけですので、まずなぜそのような対応になっているか部長から答弁をしてもらって、それを受けて私がお話をします。

○島軒純一議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 災害が起きた場合には、風水害等の局所的な災害もあります。それから、多くの地域的に起こる地震もあります。いずれの災害につきましても、地域の住民がまとまることはもちろん、行政体が一体となって、その災害、災難を克服するような体制でやらなければならないと思います。少なくとも、齋藤議員の御指摘のとおり、それが食い違いということであれば、そういった食い違いの一つ一つを今後それを反省しながら、直しながら、そして市職員一体となって、そして住民を巻き込んで、小さな災害から大きな災害まで、乗り越えるような体制づくりに努めていきたいと思います。

なお、そういったことを戻りましてなお確認した上で、今後のさまざまなマニュアルづくりに生かしていきたいと思っております。

○島軒純一議長 安部市長。

○安部三十郎市長 御質問の件を個別案件として捉えれば、今部長の申し上げたところですので、そのようにお受け取りいただきたいと思います。

ただ、個別案件を超えて一般的な役所の仕事のあり方という面から私から申し上げますと、それは常々職員に注意をしている「たらい回し」ということだと思っています。たらい回しは当然すべきものではなくて、なお教育をしなければならないと思っています。

民間でお客様が物を買いに来て、自分の店でなければ、うちにはありませんから、よその店に行ってくださいとは普通は言わないと思います。ちょっとお待ちいただけませんかと言って、時間をもらっている間に自分の店でそろえて、そしてお待たせしましたと言って自分の店で売る、それがお客様を逃がさないということだと思

います。そういう民間で通常行われている意識、極めてこれは大事な話で、役所もそういうような、すなわち自分のところに来たお客様、お客様というか質問、要望等は、極力自分のところで、よそと調整しながら自分のところで処理をしていく、そういう意識が極めて大事だと思っています。

○島軒純一議長 齋藤千恵子議員。

○14番（齋藤千恵子議員） ありがとうございます。私はあくまで、もちろん個別案件などというつもりで申し上げたわけではありません。しかも、聞き取りに来ていらっしゃるのには課長補佐以上とお聞きしております。そういうトップの方々の認識の問題を私は言っているつもりであります。ですから、事防災に関してのみ言わせていただければ、事防災に関しては、そういった一番もとになる危機管理室とほかとの連携がうまくいっているのかどうか。そして、危機感を持って仕事をしてくださっているのかどうか、そこをお尋ねしたくて、あえて申し上げました。

それから、先ほど話にも出ておりましたが、自主防災組織というところですが、自主防災組織の普及率が上がったということはもちろん大きなことですが、それよりも中身の問題です。自主防災組織が全体の何%を占めたからよいのではなくて、ここにはかなりの温度差があるように見受けられます。市内でも一生懸命自主防災組織をつくって、その中でいろいろやっているところと、「自主防災組織、何だ」というようなところと、いろいろあるように思われますが、行政の仕事として、自助、共助、そこのところだけを求めるのではなくて、私は行政の仕事として防災に関してもっと危機感を持って、本当に米沢は安全なところだなどという根拠のない神話的なものを住民の方々はおっしゃっております。しかしながら、私は行政体として本当に危機感を持って仕事をしていただきたいのです。

危機感があれば、一般質問に関して私が聞いたこのことで、このような行き違いがあるはずがありません。

私は、校長会や教頭会に頼んでいるんだけども学校がしないんだなどと言われたときには、本当にびっくりしました。そういう意識をなぜ持っているのか。それが勘違いだったからということではおさめましたが、私は、ここには危機感のなさ以外の何物もないと思っています。

この大震災を他人事とせず、防災に関して真剣に受けとめ、できる限り行政としての手を打つ、想定外を想定して万全を尽くす日ごろからの備え、それが重要だと思います。そういった全庁的な取り組みを期待するものです。

時間が参りましたので、これで質問を終わります。ありがとうございました。

○島軒純一議長 以上で14番齋藤千恵子議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

再開を3時15分といたします。

午後 3時05分 休 憩

午後 3時16分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。この際、お諮りいたします。

本日の会議が定刻の午後4時までに終了しない場合、会議時間を日程終了まで延長することにしたと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議を日程終了まで時間を延長することに決まりました。

次に進みます。

一つ、市民の健康を守る取り組みについて外1点、5番山田富佐子議員。

〔5番山田富佐子議員登壇〕（拍手）

○5番（山田富佐子議員） 公明クラブ、山田富佐子です。2日目最後の一般質問となりましたが、最後まで緊張感を持って一般質問をしていきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日はお忙しい中、市民の皆様には傍聴に来ていただき、本当にありがとうございます。本日、10回目の質問をさせていただきますが、毎回傍聴に来てくださる市民の皆様には、段差のある階段や頭をぶつけてしまいそうな低い天井、本当に不便というよりも危険な、そして実際に階段でつまずき転ばれた市民の方もいらっしゃいます。幸い、大きなけがなく、不幸中の幸いでしたが、傍聴に来ていただく皆様にとっては決して優しいとは言いがたい本会議場であります。

しかし、「毎回楽しみにしていますよ、市長を初め担当課の部長、議員が、米沢市のために一生懸命議論している姿を見ることができ、とってもいいですよ」と、本会議場に足を運んでいただいている皆様、そして8万6,000人の市民の皆様のためにも、真剣に、1人の声、現場の声を大切にして、市政に届け、形にしていきたいと思います。

米沢市議会は、ことし4月1日より議会基本条例を定めました。これまで以上に公正性・透明性を持って、また市民に身近で信頼される議会であるために、議員の資質と能力の向上を図り、市民に開かれた議会づくりを目指しております。議会報告会では、市民に対し議案等の審議過程及び結果について説明を行い、市民にわかりやすい、より開かれた議会を目指し、取り組んでまいります。

今回の質問では他の議員と重複している部分もありますが、当局からの誠意ある返答を望みます。

それでは、質問に入らせていただきます。本日は大項目2点、米沢市民そして子供の健康と命を守る取り組みについて質問をさせていただきます。

ます。この大項目については6月定例会でも質問をさせていただきました。しかし、前回は、安全な通学路の確保についての質疑に集中してしまいました。この2項目については深い質問ができず、私も、また担当部長も、不完全燃焼だったと思います。この2カ月間しっかり勉強し、さらに先進事例などの情報収集も行いましたので、再度質問、提案をさせていただきます。

1、市民の健康を守る取り組み、特定健診率の向上の取り組みについて質問をいたします。

先月、主人と一緒に健診センターで集団健診を受けてきました。受け付け開始は7時15分からでしたが、7時少し前に健診センターに着きました。既に受け付けが始まっており、私は3番目でした。特定健診のほかに、オプションでがん検診や骨密度検査なども行いましたが、職員の方々のスムーズな介助、声がけで、何と8時には終了してしまいました。

まずもって、市民の健康を守るために朝早くから出勤、準備してくださっている健診センターの皆様に深く感謝申し上げます。私も出勤時間が不規則な仕事を長くしてきましたので、女性が朝早くの出勤は、経験した人でなければ、その苦労はわからないと思います。ましてや、豪雪地の米沢では非常に大変なことです。

米沢市の特定健診率は山形県の平均に比べ低く、毎年、受診率がワースト1の状況が続いていると聞いております。そして、3大生活習慣病であるがん、心疾患、脳血管疾患の死亡者の割合が全体の約6割です。また、米沢市国民健康保険医療費に生活習慣病の占める割合が約4割との報告も出ております。中でも糖尿病予備軍が多く、また人工透析導入や合併症を減らすために、米沢市立病院では人工透析予防診療チームをつくり、活動を展開していると聞いております。

特定健診率を上げることは、生活習慣病の重症化予防、さらにがん検診率を引き上げることに

つながると思います。そのため、今回は最初に特定健診について質問をさせていただきました。

本市の特定健診受診率は何%でしょうか。

また、山形県の中で特に米沢市の受診率がなぜ低いのかについて、どのように分析され課題として上げられているのかについて伺いたします。

今年度より健診日を地区ごとに設定、さらに交通手段のない市民のために健診日を決め、送迎の実施など、一人でも多く受診しやすいようにとの市民目線での工夫に大変感謝いたします。これらの取り組みは始まったばかりですが、このことも含め、特定健診受診率を向上させるための対策について、さらに今後の取り組みについて伺いたします。

次に、がん検診の取り組みについて伺いたします。

9月は、がん征圧月間です。そして、10月をがん検診受診率50%達成に向けた集中キャンペーン月間と定め、国民にがん検診への関心を深めていただくために官民一体となり全力で取り組み、意識高揚を目指しております。特定健診やがん検診の受診率を上げることは、健康の保持増進に寄与し、最終的には医療費の縮減につながるものと考えられます。そのためにも、より効果のある方法でのがん検診の取り組みが必要であると考えます。

採血検査でできる前立腺がん検査（PSA検査）の無料検診については、今までも何回も質問をしていますので、重要性については御理解いただいていると思います。あとは当局の決断一つですので、今回は省きます。

現在、がんの早期発見のために、いろいろな検査が開発されています。胃がんリスクABC判定検査とアミノインデックスがんリスクスクリーニング検査、2つの導入について質問をいたします。

胃がんは、慢性胃炎が続くと胃がんのリスクが

高くなります。日本は先進国の中でも特に胃がんの発症率が高く、年間約5万人が亡くなっています。また、胃がん患者の98%がピロリ菌感染者であるとの報告があります。ことし2月よりピロリ菌の除菌治療に用いる複数の薬剤が保険適用となりました。ピロリ菌対策は公明党が推進し、全国100万人以上の署名活動を行い、賛同を得て国会に強く要請し、保険適用が実現したところです。

日本におけるピロリ菌感染者は、約3,500万人。50歳以上の約45%が感染していると言われています。今ここに約60名いるとすると、50歳以下の方もおりますが、45%は27人で、私たち議員全員がピロリ菌感染者となるわけです。また、全員が胃がんを発症する可能性がある状況。大変恐ろしい数字だと思いませんか。

北海道大学の浅香教授は、男女ともに30代までにピロリ菌を除菌するとほぼ100%胃がんにならない時代が来る、将来は胃がんを撲滅することも可能な時代になると言われております。

平成18年度からは群馬県高崎市で、今年度より静岡県藤枝市、福岡県久留米市など、全国各地で、血液検査で胃がんになりやすいかどうかを調べる胃がんリスクABC判定検査を400円から500円の自己負担で、市等の補助をいただきながら、この検査を実施しております。この検査は、胃の粘膜の萎縮度もわかるペプシノゲン胃検査と胃がんの原因と言われるピロリ菌の有無を調べるピロリ菌抗体検査をあわせた検査です。

この方法は、胃がんそのものを診断するのではなくて、血液検査でピロリ菌の有無と胃の粘膜の萎縮度を調べて、胃がんになりやすいかどうかをABCで判定するものです。判定でリスクの高い人に対しては、次の段階の精密検査を勧めます。

この検査方法は、従来のバリウムを飲むエックス線検査に比べ、食事の制限もなく、また検査台の上で何回もぐるぐる回ったり、時には体が

逆さまになったり、またげっぷを出さないようにと言われると、かえって逆に出てしまう、また検査後の便秘など、バリウム検査を経験された方なら誰もが、その大変さは、そして苦痛は、おわかりだと思います。バリウムの量や味も改善され、以前に比べれば大変飲みやすくなっていますが、それでも高齢者また体に障がいのある方にとっては大変苦痛を伴い、最近ではバリウムによる誤嚥事故もあると聞いております。

高崎市では、「20歳ピロリ検診」という、二十になる新成人全員を対象に、自己負担ゼロでピロリ検診を行っています。また、若者対象の「はつらつ検診」などにも取り組んでおります。

胃がんリスクABC判定検査は、自分が胃がんの発症の因子を持っていること、胃がんリスクが高いことを認識することで、その後、定期的な検診行動につながっていきます。この検査は手軽さが受けて、検査希望者が増加しております。昨日の高橋義和議員の質問の返答には健康福祉部長からは紹介がありませんでしたけれども、隣町高島町では、ことし4月からがん検診のオプション検査として胃がんリスクABC判定検査を導入し、実施しておりますが、皆様は御存じだったでしょうか。

次に、アミノインデックスがんリスクスクリーニング検査について提案をさせていただきます。

この検査は、画期的な検査方法と注目を集めているところです。人の体は、約60%の水分と約20%のたんぱく質で構成され、たんぱく質は20種類のアミノ酸からつくられております。血液中のアミノ酸のバランスの変化でがんのリスクを評価する検査です。1回5ccの採血で、男性は4種類の、胃がん、肺がん、大腸がん、前立腺がん、女性は6種類の、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん、卵巣がん、乳がんなど、複数のがんのリスクを採血1本でわかるというもので、昨年から山形北村山公立病院や米沢の民間病院など、県内6カ所でも導入されております。

先日、臨床検査技師とお会いし、検査状況や手法についても説明を聞いてきたところでした。

また、この検査は、放射線被曝の不安を抱える福島県民のためにも、福島県公立岩瀬病院で、この4月から導入を開始しています。今や全国300以上の自治体や病院、健康管理センターで導入をしております。

がん検診を受診しない理由に、面倒である、費用が高い、忙しいが挙がっていました。また、女性を対象に女性がん検診について質問をしたところ、恥ずかしいが一番であり、その精神的・身体的負担を解消することががん検診への抵抗感を下げ、受診率の向上につながるとデータでは出ております。

このようなアミノインデックスがんリスクスクリーニング検査は、1回の採血で複数のがんリスクが判定でき、また女性にとっても気軽に検査できます。数年前まではがんは不治の病と思われてきましたが、この検診で受診率が高まれば、がんで亡くなる方を減らすことができ、最終的には医療費削減、財政改善にもつながると思われまます。本市でこの2種類の検査導入について、お考えをお伺いいたします。

次に、子供の命を守る取り組みについてお伺いいたします。

国民の2人の1人が何らかのアレルギー疾患に悩まされていると言われ、食物アレルギーの人数は10年前に比べると約5倍増加しています。2007年、6年前の全国1,280万人の児童・生徒のうち2.6%に食物アレルギーが見られるとの報告が出ております。

6月、アレルギー疾患の対策について質問した際、本市は、昨年12月、東京調布市でのアレルギーのある児童が死亡するという痛ましい事故の後、学校給食における食物アレルギー児童数を調べ、228名、全体の3.1%、エピペン注射を処方されている児童は小学生で2名との調査報告がありました。調査した時期が違うので正確

には比較できませんが、全国のデータに比べ、3.1%、この数字は意外に多いと思いました。本市は調査後、早速、医師会の協力をいただき、アレルギー対応手引き書を作成しています。

日本学校保健会の横倉会長は、「学校におけるアナフィラキシー対応の一環として教職員を対象とした研修会を展開し、教育の場であり生活の場である学校がアレルギーを持つ子供たちに安心して健やかに成長していけるように努力してまいります」と述べ、4月から全国19カ所の地域で、アレルギーの理解を深め、緊急時にエピペン注射を適切に使えるよう、教職員を対象に研修会を実施しております。近くでは今月12日、福島県で実施されるようです。

また、エピペンの製薬会社に練習用のエピペンがないかを確認したところ、「エピペン練習用トレーナー」を無償で貸し出しを行い、直接注射を必要とする患者さんが、教職員、保育士、救命救急士の方々から適正な支援を受けられる環境整備を目的に、貸し出し本数を上限50本と決め、実施しておりました。今、全国各地の学校から多数の問い合わせがあり、順番に対応されているとのことでした。

教育長からは、5月から6月にかけて普通救命講習会に各学校から1名以上参加し、その後、各学校で伝達講習会を実施しているとの返答をいただきましたが、エピペン伝達講習会実施後の評価について、3点についてお伺いいたします。

普通救命講習会に市内何校から何名受講されたのか。

次に、校内の伝達講習会の実施状況及び何名の方が伝達講習会に参加されたのか。

校内伝達講習会に参加後の感想や意見などについてお伺いいたします。

公明党は今までもアレルギー対策について積極的に取り組んできましたが、14年度の予算編成においては、ガイドラインに基づく取り組みの



充実、教職員がエピペン注射を打ちやすくするための環境整備、文科省に有識者会議の設置を強く要請し、昨年12月に設置されています。有識者会議では7月に中間報告をまとめ、この中で、学校、保護者、主治医、消防署との情報共有を行い、連携、ネットワークの大切さを指摘しております。

質問は、昨年度、本市の幼稚園、小学校、中学校への救急出動要請件数は何件あったのか、お伺いいたします。

2番目には、常日ごろ教育委員会と消防署の連携についてはどのように取り組んでいるのかをお伺いいたします。

次に、子ども安心カードの導入についてお伺いいたします。

聞きなれない名前ですので、イメージしやすくするために、議長の許可をいただきまして、皆様のお手元に群馬県渋川市の「子ども安心カード」を配付させていただきましたので、ごらんください。渋川市の子ども安心カードとは、市内の児童・生徒が病気やけが、アレルギー症状で救急搬送される際、学校と消防署が迅速に連携できるよう子供の病歴などを記入する緊急時対応カードの作成を行い、本年6月より運用を始めております。子ども安心カードは、消防署と教育委員会が手をつなぐことで大事な子供の命を守ることができます。カードの記入も保護者に負担をかけるような細かい記入ではなく、健康な子供さんを持つ保護者にも面倒がらずに記入していただける情報量としてちょうどよいと思いますし、自分の子供の命が守れるのであれば記入していただけるものと思います。

アナフィラキシーショックは時間との戦いです。救急の現場では搬送にかかる時間を一分一秒でも短縮することを、そして現場が混乱している中で救命率を上げるためには正確な情報収集がいかに大切であるかは現場の救急隊員の方が一番わかっていることであり、また日々苦勞され

ていることだと思います。子ども安心カード1枚あれば口頭での情報収集する時間を短縮し、また聞き間違い防止などにも役に立ち、安心です。

どうすれば子供の命を守れるか、どうすればスピードアップができるか、ぜひ現場の最前線に対応する救急隊員の声を、消防署の力を、おかりしたいと強く思うところです。消防署が置賜広域議会となり、なかなか現場の声を聞くことも制約され、大変歯がゆい思いもあります。

子ども安心カードは、大事な子供の命を守るために、そして何よりもアレルギーに向き合う教職員の負担を減らすためにも、消防署と教育委員会の連携は大変重要であります。本市教育委員会は医師会と連携しアレルギー対応手引き書を他市に先駆けていち早く作成したり、また救急蘇生の練習のためにダミー人形も準備し研修していることなど、大変驚きました。教育委員会でダミー人形を準備して研修しているなどということは聞いたことがありません。本市は、必要なこと、よいことなどに対し速やかに対応される行動力・判断力に、さすが目のつけどころが違うなど大変感心いたしております。

子ども安心カードは、費用は紙代、コピー代程度です。渋川市の取り組みが全国初の取り組みとしてNHKニュース、新聞等で取り上げられ、この9月、全国各地の町議会、市議会では議員が多いようで、渋川市の教育委員会や広域消防本部に視察や問い合わせが多数来ているとのことでした。

ぜひ、子ども安心カードの導入について本市としてどのように考えるか、お伺いいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。

○島軒純一議長 安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいまの山田富佐子議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、特定健診の現状と課題についてお話

をします。その他につきましては部長よりお答えいたします。

特定健診とは、平成20年4月に施行された「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく40歳から74歳までの公的医療保険加入者全員に義務づけられた健診制度です。法律では、生活習慣病を中心とした疾病の予防に重点を置き、健診だけでなく保健指導の充実を図ることとされています。高齢期に向けて増加する糖尿病、高血圧症、脂質異常症、肥満症等の生活習慣病は、適切な食生活や適度な運動で生活習慣を改善することにより発症や重症化を防ぐことが可能で、市民生活の質の向上・維持、医療費の伸びの抑制にもつながるものです。

本市では、国民健康保険の被保険者に対して特定健診を実施しておりますが、受診率につきましては、平成20年度19.3%だったものが年々向上し、平成24年度には26.9%となっております。しかしながら、御質問にもありましたように、県内35市町村では最下位となっております。

特定保健指導は、特定健診の結果に基づいて被保険者に対し計画的に保健指導を実施して、生活の改善を促し、生活習慣病を予防するものですが、特定健診の受診率とともに利用率が20%と低いため、これらを引き上げることが課題となっております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 菅野健康福祉部長。

〔菅野智幸健康福祉部長登壇〕

○菅野智幸健康福祉部長 私からは、特定健診受診率を上げるための対策について及びがん検診の取り組みについてお答えいたします。

受診率向上の取り組みとしましては、次のような取り組みを行っております。まず、がん検診との相乗効果を図った集団健診とがん検診のセット健診受診の設定があります。また、健診スタイルでは、市民のニーズに合わせた多様なものを設定しており、仕事をしている方でも出勤

前に受診できるように受診時間を6時30分からと設定している早朝健診、平日忙しくて受診できない人を対象とした土日健診、小さい子供さんを幼稚園や小学校に送り出してからでも間に合う受け付け時間が遅目の健診、女性限定レディース健診、そして同一年齢の方を対象とした節目健診などがあります。

そして、今年度より、集団健診日を地区ごとに設定し、近所の方が誘い合って行けるようにもいたしました。

費用助成としましては、昨年度から、40歳から69歳までの方は一律1,000円、70歳以上の方につきましては無料と自己負担額を引き下げ、受診しやすい環境を整えることなども行っております。

また、地区や各種団体の連携として、米沢市衛生組合連合会との共催で開催している健康教室では、初めに健診の話をさせていただいたり、今年度は米沢商工会議所やJ A婦人部との協力について話を進めており、さらに連携を深めてまいりたいと考えております。

今後も特定健診受診の必要性の周知と希望調査などの分析によるきめ細やかな未受診者対策を講ずることにより、受診率の向上を図ってまいりたいと思います。

次に、がん検診の取り組みについてですが、本市におけるがん検診事業は国の定める健康増進法実施要領に基づき、胃がん、大腸がん、呼吸器、子宮頸がん、乳がん検診の5つのがん検診を実施しております。御質問にありましたとおり、現在、血液検査によるがんのリスク評価の方法として、アミノ酸濃度によるがんスクリーニングと呼ばれる検査があります。これは、胃がん、肺がん、大腸がん、前立腺がん、乳がん、子宮がんの6種類のリスク判定が可能となっております。また、ピロリ菌胃がんリスク判定（ABC判定）も、血液検査による判定が可能となっているものです。

バリウムを飲んでの胃のエックス線検査や乳がん、子宮がん検査につきましては、特に若い人には抵抗があり、身体的負担も大きい状況であります。

複数の自治体で血液検査による胃がんのリスク判定を実施しているようですが、この検査は医療機関などで導入されてからまだ日が浅く、あくまでも受診時点でのがんであるリスクを統計的に判断するもので、確定診断ではありません。また、国の健康増進法で義務化されてもおりませんので、今後の国の動向や他自治体の実施状況を見ながら、またリスク判定の有効性などについて医師会などの専門的な御意見も頂戴しながら検討を行ってまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 原教育長。

〔原 邦雄教育長登壇〕

○原 邦雄教育長 山田富佐子議員の御質問にお答えいたします。私からは、子供の命を守る取り組みについて、2項目についてお答えいたします。

初めに、エピペン伝達講習会実施後の評価についてお話をしたいと思います。

エピペン使用に関する研修会につきましては、毎年実施しております普通救命講習会において実施したところであります。本年5月に、各学校より1名以上の参加を得て、エピペンに対する正しい知識とその使用方法について研修を行いました。その後、5月から6月にかけて各学校を会場として、教職員に対し伝達講習を実施したところであります。

伝達講習後の教職員の反応につきましては、今回が初めての講習会であったこともあり、エピペンの存在を初めて知った驚きの反応や、エピペンに対する知識や使用方法について理解を深め大変有意義だったという反応も得ております。

しかしながら、エピペン練習用トレーナーを使用しない講習会であったため、いざそのような

場面に遭遇した場合本当に打てるだろうかという不安な反応もあったことを伺っております。その後、製薬会社よりエピペン練習用トレーナーの無償貸与に対する御案内という通知があり、各学校に対し資料を配布しながら通知を行ったところです。

また、今回作成します学校給食における食物アレルギーの対応マニュアルにつきましては、米沢市医師会より全面的な協力を得ており、8月に実施しました中学校養護教諭部会では、米沢市立病院の岡田副院長先生より、食物アレルギーの講話とエピペンの打ち方について、練習用トレーナーを使用し、講習を受けたところです。

さらに、米沢市医師会の御配慮により、近日中にエピペン使用方法のDVDについて、全小・中学校分の御寄附を受ける予定です。

議員お述べのとおり、エピペンは一刻も早く打つことが肝心であり、作成するマニュアルには、アレルギーと疑われる特定の症状が発症した場合エピペンを使用することを記載する予定であります。

なお、現在エピペンを所有している児童が在籍している学校におきましては、エピペン練習用トレーナーを使用し、的確なタイミングや場所にエピペンが打てるよう全教職員が研修を行い、もしもの場合に対応できるようにしております。

次に、子ども安心カードの導入についてお答えいたします。

まず最初に、学校管理下における救急搬送された児童・生徒ですが、平成24年度の状況は、交通事故によるものが、小学生2名、中学生1名、けがなどによるものが、小学生4名、中学生4名の合計11人でした。本年度につきましては、交通事故によるものが、中学生1名、けがなどによるものが、小学生1名の合計2名です。

次に、議員お示しの「渋川子ども安心カード」について、緊急時の対応として全児童・生徒について導入を検討できないかとの意見につきま

しては、本市では既に小学校におきまして児童保健調査票、中学校におきまして保健調査票を作成し、児童・生徒の緊急時に対応ができる詳細な資料を作成済みであります。また、毎年、保護者より最新の状況を更新し、御記入いただいている状況であります。

この児童保健調査票、保健調査票につきましては、学校管理下において児童・生徒が救急搬送される場合には必ず当該学校の教職員が救急車に同乗し、保健調査票を携行いたします。また、修学旅行などの場合においても、当該児童生徒分について当該校の養護教諭が携行し、何らかの緊急事態が発生した場合は同調査票により対処することとなっておりますので、御理解と御安心をいただきたいと思います。

○島軒純一議長 山田富佐子議員。

○5番（山田富佐子議員） ありがとうございます。

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

最初に、菅野健康福祉部長から、いろいろ健診スタイルを変えたりとか、また料金を下げたりとか、いろいろな取り組みを一生懸命されているというのはわかりましたが、私が質問させていただいたのは、米沢市がなぜ受診率が低いのか。山形県の中で特に低いというのは、他市に比べて何が欠けているのか、そのところをお聞きしたかったと思いますし、通告でもそのようなことをお話ししておりますので、そのことについてまず最初に御返答をお願いいたします。

○島軒純一議長 安部市長。

○安部三十郎市長 なぜ受診率が低いのか、県内35市町村で最下位なのかということにつきましては、受診率の低い原因を把握するために、平成25年3月に健診希望調査をした折に、受診しない人には受診しない理由を書いていただいておりますが、その理由が、そもそも受診を希望しないとか、病気の治療中であるとか、個人的にほかで受診をしているとか、そういうような理由になっております。今回の御質問に備えて私

のところは今申し上げたような希望調査の結果が回ってきたわけでありましたが、このような回答では、なぜ低いかというその「なぜ」に突き当たらないと思っています。どこまでも掘り下げていって、何度も何度も繰り返し掘り下げていって、最終的に「これだから低いんだ」というところに突き当たらなければ根本的な解決にはなっていないと思っています。

それで、担当課に対して私のほうから、とにかく調査の掘り下げ、自分たちがなるほどと納得する理由に突き当たるまで、とにかく掘り下げをしてほしい、そういう作業をしてほしいという指示をしたところであります。向上のためのさまざまな工夫を現場、担当課でしていることについては私も評価をしておりますが、その「なぜ」という究極のところ突き当たって、そこから工夫を逆に積み重ねていく、そういうことになっていかないと、なかなか成果を上げていくのは難しいと思っていますので、そういうように改めて指示をしたところありますので、別の機会に、突き当たったところで御報告を申し上げたいと思います。

○島軒純一議長 山田富佐子議員。

○5番（山田富佐子議員） ありがとうございます。突き当たったところで。このワースト1というのは、この一、二年がワースト1なわけではないわけです。ずっと続いているわけです。私は、本市がいろいろ健診スタイルを変えたり、また時間を変えたりとか、本当に健診される方のために市民目線でいろいろ工夫されているにもかかわらず低いというのは、他市と比べて何かあるのではないかなと思うんですが。健康福祉部長、他市で一番高いところの市と米沢の違いというのは何か、情報として持っていられれば教えていただけますか。

○島軒純一議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 高いところとして、今具体的な数字はないんですが、鶴岡市の事例がご

ざいます。鶴岡市では、合併に伴いまして、まず保健師さんを結構確保できたということが1つ。それに伴って、もともと地域的な結びつきが強いところに保健師さんが入り込んでいって保健指導をなされているといった話を承っております。また、酒田市においても、それに近いような手法を使っているということをお聞きしておりますので、本市としてもそういった工夫が必要なのかなと考えております。

本市の場合、地域的な部分では先ほど申し上げましたように衛生組合連合会での話をさせていただくものとあわせまして、今回特に商工会議所の皆様方へ、鶴岡の形とはちょっと違うんですけれども、直接、健康に留意していただきたいということで、そちらのほうと連携を深めながら、さまざまなお話をさせていただきたいというところで今考えているところであります。

○島軒純一議長 山田富佐子議員。

○5番（山田富佐子議員） ありがとうございます。

私も、先ほど市長からお話があった、なぜ受診しないのかとか健診行動についての調査は、私もちょうどはがきを出したところですので。ただ、この質問項目では結果として何が出てくるのかなと、私自身もアンケート調査を書きながら思ったところでした。

今、健康福祉部長からは鶴岡とか酒田市の紹介もありましたが、やはり私も、受診をしやすくするために健診日を地区ごとに設定しているというのは、すごくいいことだなと。地域のネットワークを利用して、近所同士で声をかけ合って、誘い合って健診率を上げるというのは大変いい試みではないかなと思っているところです。さらにもう一歩進んだ取り組みとして、地域力を高める戦略、そして地域の人材を活用する。地区で、例えば健康づくりを推進してくださる方、例えば名称として健康サポーターとか、そういう方を二、三人、地区で決めまして、地区で主体的に取り組めるような体制。例えば、本

市で二、三の地区でモデル地区として、そうやって試みる。そういうのもまた別な形で、鶴岡市とか酒田市のことも考えますと、そういうのもいいかなと思ったんですが、そこら辺については、部長、どうでしょうか。

○島軒純一議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 議員お述べのとおり、全く同感でございます。私どもとしても、やはりそのような方法で、とにかく地区の方との連携ということをやまず重要視しなければならないと思いますので、一つの手段としては介護予防の分野のほうで、サロンなり介護予防の教室、今現在行っております。そこには保健師が出席しながら、さまざまな健診のお話をさせていただいておるんですけれども、そのスタッフの方々と今議員お話しになったような健康サポーター、このような役割をお願いできないかと、そういったところで今後考えていきたいと思うところであります。

○島軒純一議長 山田富佐子議員。

○5番（山田富佐子議員） ひとり暮らしとか夫婦のみの世帯がふえてきているわけです。昔ながらの「向こう三軒両隣」のことを復活させまして、誰かが頑張るのではなくて、地区の方々がたくさんの人と縦横無尽につながって、風通しのよい関係、自助、共助、公助とはよく耳にしますが、近くで助け合う「近助」の関係を構築する手だてとして、健康サポーターについては前向きに御検討をお願いしたいと思います。

次に、がん検診について質問したいと思います。

何か新しい事業を始めるというときは予算も必要です。今、米沢市にとっても何が必要なのかと考えると、今後発展していくためには、早く言えば、人間がふえなければ、どんどん衰退していくのではないかなと思うところです。先ほどのアミノインデックスがんリスクスクリーニング検査では、本当に短時間で、しかも採血のみとなれば、気軽に検査を受けることができる

のではないのでしょうか。そういうことから考えますと、小さい子供さんがいて検診を受けることが大変、時間がない、子供が小さくて大変、また恥ずかしいという、今一生懸命子育てで頑張っている母親とか30代の女性をターゲットに絞って検診助成を行っていく、そういう導入を希望しますが、そのことについてどう考えるか教えていただきたいのですが、30代になぜターゲットを絞ったかという、30代は検診率が低いのと、若年性のがん発症の場合は進行が非常に早くて、早期発見というのが本当に必要不可欠だと思うんです。米沢市では8月1日現在、30代の女性が4,894人おります。このような30代にターゲットを絞った検診についてはどのようなお考えか、教えていただきたいと思います。

○島軒純一議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 30代に限ったというお話なんですけれども、まず血液検査につきましては、先ほど壇上でもお話し申し上げましたとおり、まずは医師会の専門的な御意見を聞かなければならないということで私どものほうでは認識しております。医師会のほうでも検診委員会というところを設けていただいております、市内の検診にかかわる先生方で、やはり先生方のほうも受診率の向上ということで考えてくださっております、その中で、議員お述べの今回は2つの方法なんです、それらについて、さまざまな御意見を頂戴しなければならないと思います。その結果として、効果があるのではないかというお話を頂戴できれば、議員お述べのように、ある年代を特定しながらということもあるかと思うので、今後検討させていただきたいと思います。

○島軒純一議長 山田富佐子議員。

○5番（山田富佐子議員） それでは、急で申しわけありませんが、米沢市立病院の人間ドックでオプション検査としてこのアミノインデックスがんリスクスクリーニングを今後導入する予定

などあるのか、突然で大変申しわけありませんが、おわかりになる範囲でいいので、教えていただきたいと思います。

○島軒純一議長 加藤市立病院事務局長。

○加藤智幸市立病院事務局長 現在、人間ドックのオプションの検査として、従来の検査に加えてということになるわけですが、実施すべく準備中でございます。両方の検査とも。ということでございます。

○島軒純一議長 山田富佐子議員。

○5番（山田富佐子議員） ありがとうございます。

検査内容については違うんですが、ちょっとお知らせしておきたいと思います。今回の市政ニュースの中に出ていたんですけれども、これは北海道の何病院でしたか、北海道の病院だったんですが、公立病院の改革プランの取り組みの中で、1つとして、プチ検診、ワンコイン検診というのが今全国的にも広がっているそうです、そういうのを導入しているということで、例えば血糖が気になる方は500円で検査しますよとか、コレステロールが気になる方は500円ですよ、みたいな感じで、本当に時間がない方が、付き添いで来たついでにとか、お見舞いに来たついでにとか、最近お酒を飲む機会がふえたから、ちょっと心理的に心配なので調べていこうかなとか、そういうプチ検診がすごく今広がっているそうです。市民の健康を守る立場からですが、ぜひ米沢市立病院でも、今後検討されるということですので、このような情報もありますので、柔軟性を持った対応をよろしくお願いしたいと要望いたします。

次に、ちょっと戻りますが、胃がんリスクのABC検査について、先ほど部長からは、他市の状況を見ながらとか、各自治体あとは医師会とのお話ししながらとか情報をとりながらとか、そういうお話があったんですけれども、実は今回、私通告させていただいたんですけれども、

その後、部長が医師会との確認とか各自治体の導入件数などについては、高島町でも先ほど導入していますということもお話ししましたが、そういう情報については調査などはされていらっしゃるのでしょうか、教えていただきたいと思います。

○島軒純一議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 申しわけありません、他市の状況については、今のところまだ調査やっていないところです。ただ、今回2つのことについて御提案を頂戴しておりますので、ざっとした御意見ということで医師会のほうに問い合わせはしております。これは正式ではないのでちょっと申し上げにくいんですけども、まだ早いのではないかというふうな概略の御意見は頂戴しているところであります。

○島軒純一議長 山田富佐子議員。

○5番（山田富佐子議員） ありがとうございます。それでは、米沢の医師会では、まだちょっと早いのではないかと、そういう意見もあるということですが、静岡県の藤枝市の医師会では、エックス線検査を委託する場所が老朽化しているとか、先ほど言いましたように高齢者の負担が大きいとか、バリウムの誤嚥事故があるとか、そういうことで、医師会の要請を受けて、市が医師会と協議を重ねて、血液検査、ABC判定検査を導入したというのもあります。もう全国300カ所でこの検査を導入しているわけです。

また、先ほどのアミノインデックスがんリスクスクリーニング検査も、やはり300件ぐらいもう導入されているわけです。ピロリ菌が胃がんの98%だということもわかって保険適用になっている状態ですので、もう少し調査していただいたり、また医師会と検討していただいたりして、再度強く、今後実施を要望しますので、よろしく御検討をお願いしたいと思います。

次に、エピペンの伝達講習会の評価についてということで質問させていただきますが、私は今

回のこの質問で、聞き取り調査のときもお話ししましたが、実際何名の教職員が受講されて、実際に市内小学校、中学校合わせて何校、全学校が講習会に参加されたのかとか、伝達講習会は全学校で開かれたのか、また全教職員が出られたのか、そういうデータもお聞きしたいと思いますということで通告しておりますが、そのことについてと、あと先ほど救急出動要請件数についての報告もありましたが、私がお聞きしたいのは、学校管理下での救急出動要請件数です。学校管理下で交通事故とか、それはお家に帰られてからの救急要請でないのかなと私は思うのですが、学校管理下、学校で子供さんたちがいるときの救急要請件数をお聞きしたところでしたので、お願いします。

○島軒純一議長 土屋教育指導部長。

○土屋 宏教育指導部長 大変失礼いたしました。人数の細かいところは聞き取り報告がなかったもので、今詳しいことはわからないんですが、5月の研修会については全部の学校から、26校から1名以上は参加してございます。

それから、各学校とも、全部の学校で、伝達講習を行っています。これは心肺蘇生法のダミーを各学校順番に回していきますので、そのダミーの使用とあわせて伝達講習をしておりますので、全員に各学校の、そのとき出張等で参加できない者もおるかとは思いますが、決められた日で順番に実施をしたところでございます。

それから、管理下の事故でございますけれども、管理下内の事故というのは、家を出て家に帰るまで、学校に通学するために家を出て、そして帰宅するまでを管理下内ということで考えておりますので、交通事故も、登校時、下校時の交通事故については、管理下内ということになっております。

○島軒純一議長 山田富佐子議員。

○5番（山田富佐子議員） それでは、先ほど私、壇上でも申し上げましたが、消防が広域化にな

ったために、なかなか現場の声とか聞く機会が少なく、すごく歯がゆい思いをしているということもお話ししましたが、私、このことは通告のときに申し上げて、お聞きしますよ、総務課のほうでお願いしたいですと言ったら、総務課では、これは教育委員会のほうでお話ししていただくようにしてありますという返答だったものですから、私はこのように思っているところです。

私、意地悪しているわけではないのですが、私も調べさせていただきました。それで、昨年1年間で、小学校は急病が1名、けがが7名、中学校は11名で、急病が5名、けがが6名で、合計17名だそうです。エピペンの使用はなかったということでした。

件数にこだわるわけではございませんが、正確なデータというのは、私も市立病院時代によく言われたのは、データを持って根拠を持って話をするんだと、こう指導されてきたものですから、ついデータをもとに話をしてしまいがちなんですけれども。聞き取りのうまくいかなかったのは私もちゃんと話できなかったのかなとも思いますが、データというのはすごく大切だなと思うところであります。

そして、もう一つそのときにお話ししたのは、教育委員会と消防署との連携はどのようにとられていますかという、取り組みについても質問させていただきますということでお話していますが、そのことについてはいかがでしょうか。

○島軒純一議長 土屋教育指導部長。

○土屋 宏教育指導部長 消防署さんのほうとは連携ということで、救急車が出動したときに子供さんの情報がわからないような状況がございますが、そういった場合に、すぐ私のほうにも連絡が来るようになっておりまして、どこどこ学校のあたりとか、そういう情報をいただいて、学校のほうと連絡をすぐとれるように、そしていち早く保護者さんに連絡がいくような対応を

工夫して、消防署と一緒にしているところでもあります。そういったことで、消防署さんとはずっと連携をしながら事故のときの対応をしているところです。

○島軒純一議長 山田富佐子議員。

○5番（山田富佐子議員） 次に、子ども安心カードについてですが、先ほど教育長からの返答もありましたけれども、私は教育委員会が厚い壁にならないように。なぜ私がこの子ども安心カード導入を要望するのかといえ、先ほどもお話ししましたが、もちろん子供たちの命を守るためでもあります、そこにいらっしゃる、先ほど研修会を受けて、初めてでびっくりしたとか、打てるかなとかいろいろなこと、教職員の方の反応がありましたが、教職員の精神的な負担を少しでも減らしたい、そこら辺もあって私はこの安心カードの導入を要望したわけですが、市長、急で申しわけありませんが、子供たちの命を守るための庁内の取り組みというか、今までの部長と私のやりとりを聞かれて市長はどのように思われたのか、最後に一言。子ども安心カードは教育委員会で導入するとか、市長が答えられない部分もあるかもしれませんが、命を守るために庁内で取り組むということについてはどのようにお考えか、教えてくださいたいと思います。

○島軒純一議長 安部市長。

○安部三十郎市長 子ども安心カードについては、先ほど教育長が述べているように、要するに記載事項等は別の調査カードで既に調査をして、携行しているということです、もう既に対策はなされているということです、それはそれで結構だと思います。

ただ、もっと全体的な話で子供たちの生命を守っていくために庁内でどういう取り組みをという中で、恐らく、御質問にもありましたが、消防広域化になって意思の疎通が密でなくなるのではないかと、そういう御心配を踏まえての御質



間だというふうに思っているわけですが、よかれと思って消防広域化をしたわけですが、そのために弊害が出た、しかも救急体制に弊害が出てしまったというのでは元も子もありませんので、そのようになっていかないように、広域化によって生じるデメリットなどは一つ一つ丁寧に解決していく、カバーしていく、そういう努力をしていかななくてはならないと思っています。それは当然2市2町、広域化ですので米沢市だけではなく、ほかの市・町の皆様方にも迷惑をかけないように配慮していかなければならないと思っています。

○島軒純一議長 山田富佐子議員。

○5番（山田富佐子議員） ありがとうございます。

本日提案しました種々のいろいろな提案のことですが、ぜひ、外部有識者や他市の状況を調査しながら、市民、子供の命を守るために前向きに御検討いただけるように要望して、終わりたいと思います。ありがとうございます。

○島軒純一議長 以上で5番山田富佐子議員の一般質問を終了いたします。

.....

散 会

○島軒純一議長 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 4時16分 散 会

